

平成 3 1 年

厚生委員会会議録

と き 平成 3 1 年 2 月 2 6 日

品 川 区 議 会

平成31年 品川区議会厚生委員会

日 時 平成31年 2月26日（火） 午前10時00分～午後 2時59分
場 所 品川区議会 議会棟 6階 第2委員会室

出席委員 委員長 石田 秀男 君 副委員長 鈴木 ひろ子 君
委員 鈴木 真澄 君 委員 芹澤 裕次郎 君
委員 若林 ひろき 君 委員 こんの 孝子 君
委員 石田 ちひろ 君 委員 木村 けんご 君

出席説明員 中川 原 副 区 長 永尾 福 祉 部 長
大串 福 祉 計 画 課 長 寺嶋 高 齢 者 福 祉 課 長
宮尾 高 齢 者 地 域 支 援 課 長 松山 障 害 者 福 祉 課 長
飛田 障 害 者 施 策 推 進 担 当 課 長 矢木 生 活 福 祉 課 長
福内 健 康 推 進 部 長 川島 健 康 課 長
品川区保健所 所長 兼 務 鈴木品川区保健所生活衛生課長
三ツ橋 国 保 医 療 年 金 課 長 仁平品川区保健所品川保健センター所長
鷹 箸 参 事 （ 品 川 区 保 健 所 保 健 予 防 課 長 事 務 取 扱 ） 榎本品川区保健所荏原保健センター所長
間部品川区保健所大井保健センター所長

○午前10時00分開会

○石田（秀）委員長

ただいまから厚生委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付の審査・調査予定表のとおり、報告事項、視察、およびその他を予定しております。

本日は1名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

本日も効率的な委員会運営に、ご協力よろしく願いいたします。

1 報告事項

(1) 第3期品川区地域福祉計画のパブリックコメント実施結果について

○石田（秀）委員長

まず、予定表1の報告事項を聴取いたします。

初めに、(1)第3期品川区地域福祉計画のパブリックコメント実施結果についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○大串福祉計画課長

では私から、第3期品川区地域福祉計画のパブリックコメントの実施結果について、ご報告させていただきます。恐れ入りますが、資料をご覧くださいと思います。

1番、これまでの経過でございますが、(1)各種アンケートの実施ということで、昨年度になりますけれども、ここから始まったところでございます。

(2)の策定委員会でございますが、今のところ、6月から行っておりまして昨年の12月までということで4回開催しているところでございます。また、それに伴っての庁内検討会につきましては、全部で6回開催行っております。

本日、お手元に計画素案を、本編と概要版ということで、資料1と資料2ということでおつけしております。こちらにつきましては、2月18日時点といったところになっております。

パブリックコメントは2月10日まで受け付けたものでございますが、こちらについてはまだ本編あるいは概要版に反映はできていないということで、今後反映させていただいて、今後の予定のところでも触れさせていただきますが、3月末に策定委員会を開催する予定でございますので、そちらでお示しさせていただき、ご了承いただければと考えているところでございます。

3番、パブリックコメントの実施結果でございます。今申し上げましたように、1月11日から2月10日まで、約1カ月間実施させていただきました。閲覧場所としては福祉計画課、区政資料コーナー、地域センター、保健センター、図書館といったところで閲覧できる形で対応させていただきました。もちろんホームページでも公開はさせていただいております。

(2)提出人数は、8人の方からご意見をいただきました。ファクスでお一人、ホームページからアクセスいただいた7人。(3)意見の総数としては65件いただいたところでございます。(4)内容および回答につきましては、資料3ということで、後ほどご説明させていただきます。

4番、地区懇談会は、各地区の支え愛活動会議、あるいは町会長会議等、こちらでもご意見をいただいております。(1)実施期間は、前期といたしまして平成30年3月から6月にかけて、後期は11月から、まだ3月に開催を予定している地区もございます。(2)その内容につきましては、資料4のほうで改めてご説明させていただきます。

5番、計画の公表でございますが、3月の第5回地域福祉計画策定委員会の結果を踏まえ、平成31年5月に区ホームページにて公表するという予定を考えているところでございます。

恐れ入りますが、資料3をご覧いただきたいと思っております。第3期品川区地域福祉計画（素案）に対する区民意見公募（パブリックコメント）の実施結果と区の考え方について、というものでございます。こちらを中心に説明させていただきたいと思っております。

パブリックコメントを実施いたしまして、さまざまなご意見をいただいたところでございます。ご意見をいただいた皆様方には、この場をかりてお礼を申し上げたいと思っております。

1番、(1)集計結果等でございますが、先ほど申し上げましたように、意見の募集期間としては1月11日から2月10日、約1カ月間でございました。

(2)提出方法別の提出人数および意見数といたしましては、直接持参の方はいらっしゃいませんでしたが、電子メールで7人の方、意見数としては63件、ファクスで一人、意見としては2つということで、合計といたしまして提出人数は8人、意見数として65件をいただいたところでございます。

(3)項目ごとの意見数ということで、大枠で分類させていただきました。計画全般についてから始まりまして、その他ご意見ということで、内訳はこちらに書いてあるとおりでございます。やはり第3章の第3期に推進する施策といったところで46件、多数のご意見はこちらに集中しているといった状況でございます。

2ページをお開きいただきたいと思っております。寄せられたご意見と区の考え方でございます。

まず基本のスタンスといたしましては、回答については地域福祉計画の位置づけに基づき、検討させていただいたといったところが、まず前提になっております。その下に地域福祉計画の位置づけということで書かせていただいておりますけれども、地域福祉計画は、高齢や障害、子ども・子育ての各個別計画を横断的につなぎ、各計画を推進する上で共通して必要になる基本的な考え方、こういったものを示していくというのが、まずは基本スタンスとなっております。

それでは以降、ご意見についてご説明していきたいと思っております。

まず最初に、全ページにSPコードをつけてほしいというご意見をいただきました。本編をちょっとご覧いただきたいと思っております。資料1でございます。どのページでも結構ですが、こういった四角が切られているところがあります。例えば22ページの左隅、23ページだと右隅に、四角く点線で囲われています。ここにSPコードが入ります。これは本編も概要版も、全てSPコードをつけるという形をとらせていただきます。今、コピーでお渡ししているものについてはまだ入っていませんけれども、張りつける場所を指定してございます。

続きまして、ご意見の2番でございます。難病に関する記載をもう少し入れてもらえないかといったところでご意見をいただいております。区の考え方ということで、難病についての個別の記載は行っておりません。生きづらさを抱えている人がいること、そうした人も含めて地域で暮らしていけるように、計画全体では推進していきたいと考えております。ただ、難病患者の状況把握といったことについては、個別の事業で対応していきたいということで、回答を考えてございます。

次に、第1章について、意見の3番でございます。情報のバリアフリーの推進といったことで、誰もが情報を容易に入手できる環境整備を行っていくということ、計画上は記載してはございますけれども、まだまだその辺で、古い情報が載っている、あるいはなかなか行き届いていないのではないかとといったご意見をいただいたところでございます。それに対して区の考え方ということで、これは本当にご指摘のとおりでございますので、古い情報のままの掲載が散見されたということで、新しい情報の更新に努

めていきたいと考えているところがございます。

続きまして3ページでございます。第2章について、4番、統計的なものが盛り込まれていたページです。世帯数の推移ですとか、そういったところでご指摘を受けたところ、こちらについては修正させていただきたいと思っております。

5番、11ページの高齢者のいる世帯数の推移というところでもご指摘をいただきました。こちらは、出典がそれぞれ、住民基本台帳あるいは国勢調査と異なっているということで、数値が異なっている状況になっております。この辺はご了承いただければと思います。

6番、12ページのリード文のところ、高齢者人口に対して18%の人が要介護や要支援認定を受けてといった記載があるのですが、そこがわかりにくいというご意見をいただきました。こちらにつきましては、区の考え方にありますように、品川区全体の高齢者人口と要介護度別認定者数の割合ということで、約18%ということを示させていただいているところがございます。また第七期介護保険事業計画においても、そういった記載となっているところがございます。

また、グラフのところに数値を入れてみてはというご指摘をいただいたのですが、数字を入れてしまいますと、今の時点でもかなり多くの数字が入っていて、わかりづらくなってしまわないかということで、現状のままと考えているところがございます。

7番、出生率の推移につきましては、ご指摘を受けたもので修正させていただければと思います。

続きまして4ページでございます。8番、難病患者数の推移が入れられないかというご指摘をいただきました。先ほど申し上げましたように、難病についての個別の記載は行っていないといったところがございます。計画全体で推進していければと考えているところがございます。

9番、ホームページ等の現状についてのご意見をいただいたところです。ホームページの改善も視野に入れてほしいというご指摘を受けたところ、全くそのとおりでございます。ご指摘を受けたホームページの情報更新については、今後とも取り組んでいきたいと考えております。

次に第3章について、10番、具体策のところ、「何々を検討します」あるいは「検討を進めています」というものが多いと。計画であるならば、「検討し、実施していく」という表記ではないかというご指摘をいただいたところがございます。こちらについては該当箇所を検討させていただき、必要な修正を加えていきたいと考えております。

次の11番も同じです。「行っています」、あるいは「しています」というものが多いのではないかとといったところがございます。継続ではなく、新規となるものにつきましては、やはり同じように文言の修正を行っていきたいと考えております。

5ページでございます。12番、継続ではなく新規となる施策や具体策は、その旨を明記してほしいというご指摘を受けました。区の考え方としては、地域福祉を進めていくためには、やはり一定の継続性も大切だと考えております。新規事業、あるいは継続事業も合わせた上で、5年間の重点項目を検討した内容を、重点施策ということで表記させていただいているところがございます。

13番、事業や計画の名称がたくさん出てきて、わかりにくいといったところがございます。各課、部署名を記載してもらえないかというご意見をいただいたところです。確かにご意見のとおり、担当部署が多岐にわたっているのが現状でございます。ただ計画の推進においては区全体で、横断的に対応することを考えておりますので、担当課の個別の表記は考えていないといったところがございます。

14番、これは12月の厚生委員会でもご説明させていただいたとき、ご指摘いただいたところがございます。こちらの表記については、「ダイバーシティとインクルージョンの推進」という形に改めさせ

ていただいて、パブリックコメントにかけさせていただきます。

15番、差別解消法の普及啓発といったところで、ご意見をいただいております。こちらにつきましては区報やホームページといったものを活用して周知を図っていく、また文言の記載についても修正を考えていきたいと思っております。

16番、障害者等への配慮の深化といったことで、差別解消法ハンドブックの普及啓発、おたがいさま運動の周知や理解促進といったところを踏まえて、研修をする際には先生や職員といった大人の側が、障害者平等等の研修を受ける必要があるのではないかというご指摘をいただいたところでございます。おたがいさま運動等で展開しております学校にお伺いしての講習については、先生や職員の皆さんが研修の講師というわけではなくて、社会福祉協議会の職員、社会福祉士の資格等をお持ちの方が対応しているという形で、進めているということでございます。

6ページでございます。17番、認知症の表記についてご指摘いただいたところです。脳の病気という表現は大丈夫なのかということでございました。こちらにつきましては、特有の症状あるいは状態をあらわす言葉だということは、こちらのほうでも認識しているところでございます。ただ、やはりこの計画は区民の皆様方にお届けしたいといったところで、わかりやすく伝えるために「脳の病気」という表現をさせていただいているところで、ご了解いただければと思っております。

18番、認知症サポーター養成事業等でございます。より踏み込んだ具体策の検討が急務ではないか、またPDCAの評価と改善、これもきちんと行うべきではないかといったご意見をいただいたところでございます。我々といたしましても、地域活動の参加者を増やしていくことは、地域福祉における大変重要な継続的な課題だと思っております。やはり理解と協力が不可欠なもの、またそのためには一定の時間がかかるものと考えているところでございます。今後とも、新たな参加者を増やしていくことは継続的に、引き続き検討していきたいといったところでございます。

19番、フレイルといったことでご指摘をいただいたところでございます。コミュニケーションができるような建物もあるといいのではないかといたところでございますが、区としても、地域のつながりやボランティア活動、就業等がフレイル予防につながっていくことは認識しているところでございます。本計画においても、誰もが役割を持って参画できる地域社会をつくっていくということを、基本目標に掲げさせていただいています。つどいの場合やボランティア活動の拡充や周知、気軽に参加できるような環境の整備を、今後も行っていきたいと考えております。

20番、コラムのところで、支え愛活動会議や支え愛ひろばについても注釈をとということで、これについてはご指摘を受けて注釈をつけていくこととしております。

7ページ、21番でございます。高齢者に対して「できるだけ長く」という表現は適切なのだろうかというご指摘を受けております。こちらについては、修正していきたいと考えております。

22番でございます。東京都福祉保健局の資料に基づいてということで、ご指摘を受けております。こちらにつきましては、ご意見としては承りたいと思っておりますけれども、冒頭でご説明させていただきました地域副計画の位置づけに基づいた検討をした結果、やはり横断的なものといったところがこの福祉計画の肝になってまいりますので、掲載は行わないということでございます。

23番、子ども若者応援フリースペースの開設、こちらの今後の展開状況といったことでご指摘をいただいたところでございます。こちらにつきましては、居場所機能の充実と関係機関の連携強化が重要と考えております。また今後の展開については、施設の利用状況や利用者のニーズを把握する中で、検討をしていくべきではないかということで考えております。

24番、そもそもそのフリースペースにも行くことのできない重度のひきこもりの方がいる、またアウトリーチの記載といったものも必要ではないかといったところで、ご指摘をいただいたところでございます。制度のはざまについては本当に、この計画をつくる上でも大変重要な課題だと認識しているところでございます。この計画については、分野横断的に適切な調整や連携を図っていこうといったところで、記載させていただいておりますけれども、個別、具体の記載をする予定は特にございません。

25番、適応指導教室マイスクールのことについて、ご指摘をいただいたところでございます。こちらにつきましても、地域福祉計画の位置づけに基づいて検討した結果、個別の掲載については予定していないということでございます。

8ページ、26番、子どものいる生活困窮家庭に、カウンセリングや家庭訪問を実施する、その具体的なものとこの部署かといったところでございます。カウンセリングと家庭訪問については生活福祉課が所管しております。必要に応じて、子ども手当や学習支援などの事業も紹介しているといったところでございます。

27番、コミュニティバスの導入について、触れてほしいというご指摘でございました。こちらについても地域福祉計画の位置づけからしますと、個別的に掲載することは難しいということでございます。

28番、外出しやすいまちづくりといったことでは、商店街の店先の自転車放置という課題、あるいは武蔵小山商店街の個別の具体例が挙がっておりまして、区全体の商店街の自転車駐車マナーを上げてほしいというご意見をいただきました。こちらにつきましては、放置自転車防止の啓発活動を、計画では記載させていただいております。商店街の店先の自転車放置については重要な課題と認識しているところでございますが、ご意見として承りたいというところでございます。

29番、有事の際の避難場所と絡めているのですけれども、駐輪場の設置を増やし、マナーの普及啓発、取り締まりを行ってほしいといったところでございます。こちらについても、ルールとマナーの徹底は今後とも推進していきたいと考えているところでございます。

9ページでございます。30番、視覚障害者のガイドヘルパーに関して、あるいは同行援護のガイドヘルパーについての記載といったところでございます。視覚障害者の外出支援については大変重要な課題だと思っております。区のほうでは、おたがいさま運動の普及啓発等、町中で困っている人への声かけを推進していくことで、展開していきたいというふうに思っているところでございます。

31番、こちらやはり行動援護の実施といったところで、要望が来たところでございます。こちらについても、やはり専門性が高い課題かと認識しているところございまして、地域福祉計画の位置づけといったことで検討した結果、ここまで専門性の高い部分についての記載は、考えていないところでございます。

32番、移動支援の関係のご指摘をいただいたところでございます。こちらについてもご意見として承らせていただきますが、移動支援の重要性は認識しておりますので、今後事業を進める中で検討してまいりたいと思っております。

33番、移動支援従業者の養成研修でご指摘をいただいたところでございます。こちらについてはご意見として承らせていただきます。

10ページでございます。34番、移動支援、就労継続Bなどの通所に利用できるようにしてほしいというご意見をいただいたところでございますが、ご意見として承らせていただきます。

35番、手話通訳の派遣者登録数、あるいは手話通訳者の登録数を増やす試みを記載してほしいといったところ。確かに担い手を増やしていくことは大切な課題だと考えているところでございます。こちら

につきましては、ご指摘を受けて文言を一部修正させていただければと考えております。

36番、ダブルケアの状態で混乱した経験があり、包括的な相談支援体制の充実が重要だと、やはり家族支援が大切だといったご意見をいただいたところでございます。これまでも各分野の専門性を生かした相談支援体制を、区としては充実してきたところでございますけれども、複合的な課題が増えているといったところ、適切な支援につなげられるように分野横断的な連携を今後とも強化してまいりたいと考えております。

37番、保健師、心理士等専門職の常駐といったことで、ご指摘がございました。相談員の専門性を高めていくことは重要なことと考えているところでございます。在宅介護支援センターを含め、相談支援事業所の拡充については、今後とも図ってまいりたいと考えております。

11ページ、38番、発達障害思春期サポートについて、感謝していますといった好意的なご意見もいただいたところでございます。重点施策である障害者の相談支援体制の充実を図るための具体策として、引き続き実施してまいります。

39番、在宅介護支援センターで障害者の相談支援を行うことについて、ご意見をいただいたところでございます。本計画につきましては、地区懇談会、策定委員会、区民アンケート等多くの方からいただいたご意見を反映し、策定しているところでございます。引き続き地域の方々とご相談しながら推進していければと思っているところでございます。

40番は39番と連動するような形でございますけれども、民間事業所の誘致についてもあわせて記載してほしいというところでございます。ご意見としては承らせていただきますけれども、やはり地域福祉計画の位置づけといったところから鑑みまして、掲載する予定は今のところないということでございます。

41番、これも在宅介護支援センターでの障害者の相談支援といったところのご意見でございます。こちらについてもご意見として承らせていただきます。

12ページになります。42番から43、44、13ページの45まで、療育支援体制の強化といったところでさまざまな形でご意見をいただいたところでございます。それぞれご指摘を受けて、文面については一部修正を行わせていただきたいと思いますと考えております。

44番でございますが、「しながわこのサポートブック」の活用といったことで、こちらについては必要な方にお届けできるよう、さらなる周知を検討してまいりますといったことで、回答させていただきたいと思っております。

13ページにまいりまして、46番、障害者の相談体制が十分でないといったご指摘を受けたところでございます。要綱だけ改正しても、また障害児相談支援体制だけ是正しても意味がないと、その両方を改正して、相談支援が実施できるようにしてほしいというご意見をいただいております。こちらについてはご意見として承らせていただきます。ただ、地域福祉計画の位置づけといったところからいきますと、計画上の記載は考えていないといったところでございます。

47番、地域生活支援拠点の整備といったところで、具体的な内容に書き直してほしいというご指摘をいただきました。こちらについては、ご指摘を受けまして、文面を一部修正していきたくて考えているところでございます。

48番、共同生活援助、グループホームについての記載ができないかといったところでございます。こちらにつきましてもやはり、地域福祉計画の位置づけといったところから、掲載の予定はございません。

14ページでございます。49番、発達障害といったところで、ご意見をいただいたところでございます。一般的に少しずつ認知されてきているところでありますけれども、なかなかまだまだではないかと。若者たちに対して自分の居場所や進む道を見つけられるような行政の応援体制支援を充実していただきたいというご意見をいただいたところでございます。若者たちの支援体制につきましては、居場所機能や総合相談、社会参加の機会の確保など、今後も充実するよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

50番、青物横丁駅前交差点の歩道橋を撤去できないかといったご意見をいただいたところでございます。こちら、所管する国土交通省のほうにも伝えたと、やはり歩道橋の撤去は難しいと。安全安心な通行の確保には善処していきたい旨の回答をいただいたところでございます。

51番、発達障害の認知についてもご意見をいただいたところでございます。こういった支援については行政が責任を持って行うべきではないかということで、ご意見をいただいております。まさに大切なお意見と認識しておりまして、支援体制の充実を図りつつ、推進してまいりたいと思っております。今後、発達障害の方への相談支援の充実も、検討していきたいというところでございます。

15ページでございます。52番、障害者就労支援センターの記載といったところでございます。こちらについてはご意見として承らせていただきます。掲載する予定は今のところございませんけれども、事業を推進していく中で、検討はしていきたいと考えております。

53番、コラムのところで、保護司の紹介をさせていただきました。その中の表現について、いかがかというご意見をいただいたところでございます。こちらについては、文面を一部修正させていただければと思っております。

54番、すけっと品川養成講座についての関係でございます。ホームページ等では十分な情報が得られないのではないかとございまして。これまで行っていた広報やチラシ配布、さらにこういったものに加えて情報発信を強化していけるよう、実施主体へご意見を伝えさせていただければと思っております。

55番、すまいるスクールの関係で、ご意見をいただいたところでございます。発達の気になる児童に対する職員の対応で適切でないケースが見られるのではないかとございまして、ご意見をいただきました。制度のはざまの問題については非常に大きな課題だと思っております。こちらについては生活支援等福祉サービスの充実という観点から、行政のみで対応するものだけでなく、民間事業者やその他団体との協力、連携により、図っていくものと考えているところでございます。

16ページをご覧いただきたいと思っております。56番、こちらは巻末のPDCAについてご指摘いただいたものでございます。今後この地域福祉計画を推進していく中では、関係機関等と連携を図っていくといったところで、こちらについても検討していければと思っております。

57番、区民アンケートあるいは専門職アンケートの結果の公表でございます。こちらについては、第1回策定委員会で資料として公開しておりますし、ホームページ上でも公開しているところでございます。

58番、パブリックコメントの結果公表では、意見の本文を要約せず、送付されたままを載せてくださいということで、ご意見をいただきました。全文を載せることで趣旨が伝わりにくくなるということもあるため、一部要約して掲載させていただいているものもありますけれども、このご意見をいただいた方からのものにつきましては、原文のとおり掲載させていただいているところでございます。

59番、渋谷区での例を紹介いただいたところでございます。こちらについてはご意見として承らせ

ていただきます。

60番、重度訪問介護の利用者、1人当たりの月間サービス量ということで、こちらについての見直しも計画に盛り込んでほしいといったところでございます。ご意見として承らせていただければと思っております。

17ページでございます。61番、こちらは居宅介護の利用者1人当たりの月間サービス量の見直しということで、こちらについても計画に盛り込んでほしいというご意見をいただいたところです。こちらについても同様に、ご意見として承らせていただきます。事業を進める中で検討していきたいと考えております。

62番、障害者にかかわる支援者の不足が、障害者の自立を阻んでいるのではないかとということでご意見をいただいております。地域活動の参加者を増やしていくことは、地域福祉における大変重要な課題だと認識しております。地域の方の理解と協力が不可欠、これをいかに醸成していくかが大きな課題だと考えております。

63番、発達障害のお子さんの関係でございます。住みなれた品川区でサポートを受け、安心して暮らし続けられるよう、質や量を充実した福祉を求むということで、ご意見をいただいたところでございます。今後も発達障害を持つお子さんが安心して暮らしていけるように、充実を図ってまいりたいと考えております。

64番、障害者のグループホームに空きがないといったことで、ご意見をいただいたところでございます。こちらについてもご意見として承らせていただければと考えております。

65番、この計画の説明会を実施してもらえないかといったご意見でございます。先ほど策定の経緯をご説明させていただきましたように、地区の中での支え愛活動会議、地区懇談会を区内全13地区で開催したところでございますし、いただいたご意見に沿って一部修正も行っているところでございます。今後も地域福祉計画の普及については、広く周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、資料4でございます。資料3はパブリックコメントでいただいたご意見のご紹介と対応といったところ、資料4は地区懇談会でいただいたご意見でございます。

1番と2番は、計画全般についてということでしたご意見です。居場所などの周知が必要ではないか、また83運動とか取り組んでいるんだけど、なかなか情報の横の連携がうまくとれていないのではないかと、もう少しPRできないかといったご意見をいただいたところでございます。こちらについては、多くの方に情報が届けられるよう、今後とも工夫をしていきたいと考えているところでございます。

次の3番でございます。地域共生社会を進めていく中では医療との関係が必要だといったところで、医療関係の充実してほしいというご意見でございます。

また4番でございますけれども、医療機関や薬局、商店街だけでなく、地域と絡んで展開していけるような働きかけを行ってほしいというご意見をいただいたところでございます。こちらにつきましても、本計画を推進する上で、引き続き検討を図ってまいりたいと考えているところでございます。

5番はデータのことで、直近のデータを盛り込んでほしいといったところでございます。こちらにつきましては、2019年1月1日現在の人口データに改めさせていただいたところでございます。

6番、概要版を使ってご説明させていただいた関係で、概要版だけだと具体的にどうするかというのがわかりづらいのではないかとご意見もいただいたところでございます。概要版については、施策の体系図の中に、具体策を明記させていただいたところでございます。

7番、町会や民生委員、支え愛・ほっとステーション、在宅介護支援センター、これらの機能の連携がもっとあったほうがいいのではないかというご意見をいただいたところでございます。さまざまな主体が重層的に見守ることで、地域のすき間を埋めていければと考えているところでございます。

8番は、地域による見守りの関係でいただいたご意見でございます。町会、自治会による見守り活動は10年やっていると。今後の方向性について何かあれば、といったところでございます。この活動助成につきましては、前向きに検討させていただければということで、回答させていただいております。

続きまして裏面をご覧くださいと思います。

9番、サロン活動の助成というのではないのかというご意見をいただいたところでございます。サロンを開設する場合には一定の費用の助成を、今現在もさせていただいているところでございます。

10番、居場所づくりの関係で、空き家の活用できないかというご意見もいただいたところでございます。サロン活動の拡充、あるいは拠点の整備、居場所づくりについては重要なことということで、記載もさせていただいているところでございます。なお、空き家の活用についてでございますが、なかなか権利者との関係であったり、耐震性の問題といったところもございまして、具体の記載はしておりませんが、地域にあるさまざまな資源を活用しながら、居場所づくりには取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

11番、さまざまありますけれどもマンパワーの課題が大きいのではないかと、マンパワーを活用する工夫なども必要ではないかといったご意見をいただいたところでございます。こちらについては、本編の46ページにありますけれども、ボランティア活動への参加の促進といった項目で、地域活動に携わる人を増やしていくために、活動支援について掲載させていただいているところ、また本計画を推進する上で、マンパワーを活用する工夫についても検討してまいりたいといったところで、対応したところでございます。

12番、自治会の集会所でテラスカフェを開催していると。やはりいかに元気なお年寄りを増やしていくかというのが、一番大事ではないかというご意見をいただいたところでございます。まさにご指摘のとおり、元気な高齢者を増やすことが大事だと、区としても捉えているところでございます。地域活動やボランティアへの参加、就業等、生活の質の向上や生きがいがいづくりにつながると考えておりますので、社会参加を促進していけるよう、考えているところでございます。

長くなりましたが、私からの説明は以上でございます。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○石田（ち）委員

ご説明ありがとうございます。この地域福祉計画は、高齢者、障害者、子ども、若者、本当に多岐にわたった、そしてこの品川の重要な計画になっていくのかと思うのですけれども、パブリックコメントも、人数は多いとは言えないものの、意見としてはたくさん寄せられたのだなど。私たちが読ませていただいて、特に障害者の意見も多く、親御さん、障害当事者の皆さんが、品川に対して障害者福祉の充実へ、いろいろな場面から求めているというのも改めて認識しました。

このパブリックコメントの中でも言われていましたけれども、PDCAサイクルで、69ページに載っているのですが、年1回この施策・事業の進捗状況や結果を把握して評価を行うというふうになっていきますけれども、これはぜひ公開していただきたいと思います。これだけ皆さんから意見が寄せられて、

品川の大きな計画になりますので、その辺、公開はどうお考えになられているのか。

それと、先ほどの説明で聞き漏らしていたら申しわけないのですが、この資料ではパブリックコメントの意見を受けて、修正はまだ行っていないと。今度の3月末の策定委員会のときには、修正を踏まえて、5月に意見を反映されたものが出るということでもいいのか、確認をお願いします。

○大串福祉計画課長

2点ご質問をいただきました。今後この計画をつくって、その進捗の確認というところで、委員会を立ち上げたいと考えております。ただ、その構成メンバーであるとか、公開、非公開といったところについてはまだ検討の段階でございます。こちらの委員会を招集していただく委員長も、今のところ正式には決まっていないところでございます。この委員長等決まりましたら、そちらともご相談させていただきながら、どういう形態でPDCAを回せるような形がとれるかといったところは、ご相談していきたいと考えているところでございます。

それから、今日は2月18日時点ということでお示しさせていただいた、資料3でパブリックコメント、資料4で地区懇談会でのご意見といったところを、今日はご説明させていただきましたけれども、3月末に行われる策定委員会ではこれを反映した形で、委員の皆様にお示ししたいと考えているところでございます。

○石田（ち）委員

ぜひ公開していただきたいという要望をしたいと思います。よろしくをお願いします。

○鈴木（ひ）副委員長

今の委員会をつくっていくというお話ですけれども、今回の計画は第3期地域福祉計画ということになりますけれども、今まではこの地域福祉計画を回していくところでの委員会というのは、なかったのでしょうか。例えば介護保険でしたら、介護制度推進委員会があり、障害者だったら自立支援協議会があり、という形で、日常的に委員会等があると思うのですが、これは今までなかったのか、また障害者、子ども、介護、それらのベースになるという考え方で計画ということになると思うのですが、そういうところでの委員会がつけられた場合、どういう中身で、年間でどのようなスパンというか回数も含めてされるのか、その点についてもお聞かせください。

○大串福祉計画課長

今ご説明したのは第3期でございまして、第2期というものがありません。第2期地域福祉計画についても、地域福祉計画推進委員会ということで、開催させていただいたところがございます。そちらにつきましても、委員長が学識経験者、それに区政協力員の方、障害のNPO法人代表の方、社会福祉法人の方といった方々にご参画いただき、1年に2回という形で進捗確認をやらせていただいたところがございます。今度の第3期につきましても、まずはPDCAといったところで、同様の委員会について立ち上げていきたいと考えているところでございます。

先ほど回答させていただいたように、今後座長となられる方について、こちらで検討させていただき、なおかつその座長になられる予定の方とは、委員会の持ち方についていろいろご相談させていただきたいと考えているところでございます。

○鈴木（ひ）副委員長

そうしますとその推進委員会というのは、期ごとに新たにつくられて、その期で終わってしまうみたいな。ずっと常設ということではなく、やる形なのか、そういったものは、介護にしても障害者にしても、制度として全ての自治体で設けるようになっていると思うのですが、そういう制度として設け

るという仕組みでされているのか。そういうことと言えば、ずっと常設であってもいいのかなという思いがするのですが、期ごとに一度なくなって、新たにまたつくるといった形にするのはなぜなのか、というあたりもお聞かせいただきたいのと。

今までは、この委員会は公開されていたのかというところも、お聞かせいただきたいと思います。

それと、私も改めて今回のパブリックコメントを読ませていただいて、これだけ意見がたくさん、じっくりと読み込まれて出されて、しかも計画の中に反映しますという文言がたくさん出てきますね。そういった意味では計画を充実させる意見が、区民の中からこれだけ出されてくるのだなということ、改めて実感したのです。そういうところからすると、やはりこれを公開して、区民の皆さんに、こういうふうに進めていますということをしかりとわかっていただいて、区民とともに充実させていくという姿勢が必要なのではないかと思います。先ほどのP D C Aサイクルにしても、この推進委員会にしても、ぜひ公開ということを進めるべきではないかと思うのですが、その点についてもお聞かせください。

○大串福祉計画課長

このP D C Aを回すというのは、地域福祉計画の中でもうたわれているところですので、対応はいろいろあるかと思いますが、この計画に関連する方々に来ていただき、ご議論いただくというのは必要な場だと考えております。それは前期の第2期でも同じ考えで、つくられたところでございます。

メンバーにつきましては、第2期を策定したときの委員を中心に、推進委員会のメンバーを構成したところでございます。策定委員会は、この3月まで含めて全部で5回でしたけれども、全部で37名の方に来ていただいております。多分その37名の方全員にまたお集まりいただくとすると、なかなかご意見も難しいかなといったところで、もう少し絞らせていただいた上で、今回の策定委員を中心に考えていきたいというふうに考えているところでございます。

その委員会の公開、非公開については、繰り返しになりますけれども、座長となる方のご意見も伺わせていただきながら、方向性について考えていきたいと考えているところでございます。

○鈴木（ひ）副委員長

座長となる方ということもあるかもしれないですが、これは区の姿勢と思うのです。パブリックコメントの最後のところにも、区民向けの説明会を実施してくださいと、これは私も再三要望しているところです。やはり今回の計画ができたところでも、私は説明会をぜひやっていただきたいと思うのです。これだけの意見が出されたということをしかりと受けとめていただきたいと思ひますし、こういう計画があることそのものを、介護に携わって日々さまざまな意見や要望がある方も、子どもについても、障害の方についても、この計画そのものがまだ知られていないというところは、たくさんあると思うのです。でも知れば、意見はぜひ言わせていただいて、さらに充実させていきたいという思いがある方はたくさんいらっしゃると思うので、そういう意見をぜひ吸い上げて、充実させていくということで、説明会をやっていただきたいです。

また公開という点では、区の姿勢として、委員会の公開にしても、P D C Aサイクルの効果にしても、ぜひやっていただきたいということで、要望しておきたいと思ひます。

○こんの委員

地区懇談会の実施について、参考までにお伺いしたいと思います。これはまだ続いているものなのか、これからやるものもあるのか、これまでやってきた会の進め方、概要を説明して、総時間はどのぐらいとったのかという、様子を少しお聞きしたいのと。

あと、聞き漏らしていたらすみません。この懇談会に参加されたのはどういう方たちなのか。まずそ

の懇談会の様子を教えてください。

○大串福祉計画課長

懇談会につきましては、最初のところで触れさせていただきましたけれども、去年の3月から6月にかけて、全13地区回らせていただきました。主には、支え愛活動会議の場にお邪魔させていただきました。中には、地区によっては支え愛活動会議プラス町会長、自治会長の会議でも、説明あるいは意見交換をしたいというご要望をいただいた地区もございます。ですので、複数行っている地区も、中にはございます。

町会長、自治会長会議は当然、町会長、自治会長がお集まりです。支え愛活動会議については、各地区でメンバー構成はばらばらでございます。町会長や自治会長が座長を務めていただいているところもありますし、連合町会長が務めているところもありますし、他の町会長が務めている場合もあります。またメンバーについても、民生委員、高齢者クラブの会長、PTA会長、小学校の副校長先生が入っていただいている地域もございました。またその地区の中の在宅介護支援センターの管理者ですとか、そういった方も入っています。それは地区ごとで、構成はさまざまでございます。

その流れでございますけれども、やはり地区によってばらばらです。ほかの議題があるので、ちょっと短かくしてほしいというご意見があったところもありますし、今日はそのために集まったので、丸々1時間でも2時間でもやってほしいというところもございました。それは本当にその地区のご事情、そのときの状況に応じて、といったところです。またその中でなかなかご意見がいただけないといったときには、「ご意見シート」といったものを皆様方にお渡しさせていただいて、後ほどで結構ですので、ということでその提出もお願いしたところで、さまざまな形、さまざまなところから広いご意見をいただいた。前期のものについては、この計画の中に多くちりばめさせていただいているところでございます。

それから後期は、今のところ12地区まで終わっています。残りは3月に支え愛活動会議が予定されておりますので、そちらにまたお邪魔させていただいて、ご説明および意見交換といったところをしたと考えているところでございます。

○こんの委員

ありがとうございます。それぞれ地区によって進め方が違う、参加者も違うということですが、でもおおむね、高齢者、町会長、いわゆる地域福祉に携わる、かかわる方たちが参加をされての懇談会という理解でよろしいですかね。ここに関係のない人というのは、多分どなたが参加してもかかわりのない方はいないと思うのですが、特にかかわりの強い人たちが参加されているということが大事かなと思うのです。

概要を説明されて、区としてはこういう福祉計画で行きますよという、区の姿勢と考え方のご説明をされて、そこでご理解をいただきながら、またご意見をいただきながら修正をしていく、その作業の一つの声をいただくという場が、だから年に2回、各地区でやる形で声をいただいているという理解でよいでしょうか。前期で13地区やって、後期でもあと残り1地区ということは、大体年2回ぐらいされているということ。

参考までに、これは第3期でやっているのですが、第2期のときも、第1期のときも、そういったスタイルで、いわゆる地域の方たちに、町会長初め、こういう計画で行きますというのをまず知っていただきたい方たちへのアプローチというのは、今まででもされてきたのか。これは非常に大事な場面だと思っておりますので、どうされてきたのか。

○大串福祉計画課長

第1期のときに地区懇談会という形はなかったと思います。ただ第2期は、計画策定において前期と後期に分けて、やはり全13地区回って、説明と意見交換をしたところがございます。今回の第3期地域福祉計画策定に当たっては、第2期と同じような形で、やはり地域の皆様方に区の考え方をご説明し、また皆様方のご意見をいただいた中で、行政のほうの計画ということではなく、やはりいろいろな方と一緒に地域をつくっていく計画という趣旨を踏まえて、地域の皆様から広くご意見をいただきたいといったところで、前期、後期という形で各地区、少なくとも1回以上、複数回行ったところもございませぬけれども、そういった形で進めてきたところがございます。

また今後ともそういうお声があれば、当然お邪魔させていただいて、さまざまな形でご説明、あるいは意見交換ということは進めていきたいと考えております。

○こんの委員

今、課長が最後におっしゃってくださった、ご要望があれば行きますというところと、こちら側から説明させていただきという形もあるだろうと思います。この地域福祉計画自体が、区の考え方で、区の進め方ということもありますが、実際はやっていただく、一緒にやるというところでは、地域の方にどれだけご理解をいただいて、このことをわかっていただいて、一緒に取り組むというふうにするには、より知っていただく場面が大事だなと。確かにご意見をいただくのも大事ですが、こういった形をやるようにする、具体的にそれを実行に移すとなると、やはり地域の方の力をかりないと、なかなかできないものだと思うので、私はこの地区懇談会は非常に大事だと思います。

特に町会長初め、皆さんがどうやって地域の方たちを見守ろうか、支え合おうか、常に考えていらっしゃるのですが、なかなか具体的にどうする、こうするというのがない。区としてはこういうふうにしよというのを具体的にするにはどうしたらいいか、ご自分たちではできないので、区と一緒にやるというところを、より具体的にご理解いただいて、お互いがこういう形でやろうねという関係をつくるためには、こういう懇談会は非常に大事だと思っております。

なので、今、ご希望があるときはご説明くださることなので、また意識の差が地区によって違うかもしれないですけど、できるだけ意識を持っていただくということも、区としては工夫が必要かなとも思います。最後に、その点はいかがですか。

○大串福祉計画課長

委員おっしゃるとおりでございます。支え愛活動会議のみならず、実際にある町会長からは、町会長が集まる会議だけでなく、町会の集まりのときに来て、話してくれないかというご要望もいただいております。そういったお時間がいただけるようであれば、細々としたところでもこちらから伺わせていただきたいと思っております。

やはりこの計画は、行政だけでできるものではございません。地区の皆さん、地域の皆さんと協力しながら進めていくというのが本旨になっておりますので、そうした中では、この計画をきっかけに考えていただけると幸いです。中にはそういった、ありがたいご意見をいただく方もいらっしゃいました。もう少しこういうことを説明してくれると、町会のほうにも話ができるのだけれど、というお話をいただいたところですので、そういった場合については機会を捉えてお伺いさせていただければと考えてございます。

○こんの委員

ぜひよろしく願いいたします。計画ですので、これが実行されることが大事で、地域の皆さんが、こういう福祉計画が大事だよと実感していただくためには、地域の方と力を合わせてやるしかない

思うので、そのあたり、皆さんにとっていい計画となるように関係をつくっていただきたいと思います。
よろしく申し上げます。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。よろしいですね。

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 東品川シルバーセンターの大規模改修に伴うゆうゆうプラザへの転換について

○石田（秀）委員長

次に、(2)東品川シルバーセンターの大規模改修に伴うゆうゆうプラザへの転換についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○宮尾高齢者地域支援課長

それでは私から、東品川シルバーセンターの大規模改修に伴うゆうゆうプラザへの転換について、ご説明させていただきます。資料をご覧ください。

1番、施設の概要でございます。所在地は東品川3-32-10、こちら都営住宅の1階および2階の一部でございます。延床面積は約1,400平方メートル、こちらの施設の開設年月は昭和47年7月でございます。

2番、今回実施する工事の内容でございますが、内部の大規模改修ということで、建築、電気、機械それぞれの工事でございます。

3番、ゆうゆうプラザへの転換でございます。(1)今回、大規模改修を実施することに伴いまして、区民の皆様の身近な憩いの場・交流の場として、高齢者の皆様の健康の維持、増進、生きがいを支援させていただくとともに、高齢者と多世代の区民との交流を図る、高齢者多世代交流支援施設、東品川ゆうゆうプラザへの転換を図ってまいりたいと考えてございます。

(2)施設の運営に際しましては、区と運営事業者とのパートナーシップのもと、運営事業者の持つノウハウを生かし、良質で効果的なサービスが効率的に提供できますよう、指定管理者制度を採用させていただくことといたしまして、その運営事業者は公募型のプロポーザル方式によって選定する予定でございます。

4番、スケジュールでございます。平成30年度、今年度は実施設計を行っているところでございます。翌年度、平成31年度は改修工事、そして指定管理者の選定手続を予定してございます。平成32年度には引き続き改修工事、そして年度途中で開設といったところを予定してございます。

なお工期につきましては、今のところおおむね1年程度を予定しているところでございます。

5番、改修工事期間中の運営についてでございます。(1)今回は工事の内容から、利用者のいながら工事は難しいということで、原則として休館ということで考えてございます。

(2)ただし、利用者数が大変多い東品川シルバーセンターは、入浴サービスを毎日実施しております。多くの方にご利用いただいておりますことから、浴室につきましては、男性用、女性用の順番で施工することによりまして、工事期間中におきましても、どちらか一方はご利用いただけるという状態を確保したいと考えてございます。具体的には、月曜日から土曜日までの6日間を曜日で区分いたしまして、男性、女性それぞれ週3日ずつご利用いただけるようにしたいと考えてございます。

(3)なお、工事準備期間といたしまして、約1カ月程度の休館期間が必要となる予定でございます。

恐れ入ります、裏面をご覧ください。工事の概念図を記載してございます。

初めに、こちらはただいま申し上げました工事の大きな進め方を記したものでありますことを、ご了承いただきたいと存じます。上段が2階部分、下段が1階部分をあらわしてございます。また縦軸でございますが、左から時系列になってございます。左が現在、真ん中が男性用浴室の工事期間、右が女性用浴室の工事期間中をそれぞれ示してございます。なお斜線部分は、工事部分であることを示しております。

真ん中の列をご覧ください。男性用浴室の工事を行っている間は、図の右側に小さい三角の印がありますところ、こちらに仮設の出入り口を設けさせていただく予定です。ここは現在、建物に向かって右側に駐車スペースがございますが、そこから仮設の通路を設けまして、建物に出入りしていただくと考えてございます。また仮事務室という表記のところに、受付機能と、ここには記載がありませんが、休憩スペースも確保したいと考えてございます。

続きまして右の列をご覧ください。男性用浴室の工事に続きまして、女性用浴室の工事となります。この期間中は、出入り口を現在の正面に戻します。建物に入って正面に事務室、受付機能を設けさせていただいて、その後の動線につきましては、現在と同様、館内の廊下を通して浴室まで行っていただくというふうになります。

恐れ入りますが、表の面にお戻りください。6番、施設利用者向けの説明会の実施についてでございます。実施設計の終了後、施設をご利用いただいている方々を対象に、説明会を開催する予定でございます。なお登録団体に対しましては、次年度、平成31年度の予約の手續の関係上、昨年の12月にアンケート調査を行いましてご意向を伺い、工事期間中の代替場所、他のシルバーセンターになりますが、について調整を図ったところでございます。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○石田（ち）委員

東品川シルバーセンターの大規模改修というのは前から報告されていましたが、指定管理者制度を採用するというので、平成31年度に指定管理者を選定ということですが、大まかに平成31年度のいつごろ選定予定かというのは、まだわからないですか。わかれば教えていただきたいのと。

5番の改修工事期間中の運営についての(3)で、工事準備期間として完全休館の期間が1カ月必要となるというのは、浴室も休館にするということなのではないでしょうか。そこを伺いたいと思います。

○宮尾高齢者地域支援課長

お尋ねを2点いただいたかと思えます。指定管理者の公募手續のスケジュールでございますが、まだ細かく、いつからいつまでというようなスケジュールまでは、まだ至っておりません。ただ、おおむね平成31年度の下半期ぐらいにはなるかなと考えてございます。

また完全休館ですが、こちらは浴室部分も含めてでございます。先ほどの裏面の男性用浴室工事期間、この状態にさせていただくための体制をつくる期間ということで、浴室も含めて1カ月ほど休館がどうしても必要になってしまうというところでございます。

○石田（ち）委員

先ほどご説明あったように、本当に浴室の利用者が多い施設なので、この約1カ月休館になるという

のは周知されているのか。そして代替の場所が必要になってくると思うのですけれど、そのあたりの調整は、利用者の方に話ができているのか、伺いたいと思います。

○宮尾高齢者地域支援課長

浴室が約1カ月ほど、入浴サービスがご利用いただけなくなるという点も含めまして、実施設計終了後に予定しております、施設利用者向けの説明会にて、ご案内させていただきたいと思っております。

またその期間の代替につきましては、シルバーセンターの利用券というのは全館共通のものになってございますので、他のシルバーセンターをご案内するということが前提になってこようかと考えてございます。

○鈴木（真）委員

前にも言ったのですけれどここだけ直すのは非常にもったいないなど、いまだに思います。この部分だけでなく、全体の計画を進めていってほしいと思うところはあるのですけれど。状況は前回ご説明を聞いているので、理解します。

この東品川の利用者だけでなく、今、代替の浴室というお話がありましたけれど、その施設にもきちんと説明しておかないといけないのではないかと。近隣の浴室は狭いところしかないと思うので、ここが1カ月も使えないのでそこへ行ったとき、今までの利用者から逆にトラブルが起きてしまうといけませんので、その手配はしておきたいと思います。

それから裏面で、男性用浴室工事期間で気になったのは、トイレがなくなっているのですが、どこかにつくるのですか。そこはどうなるのか、気になったので教えてください。

○宮尾高齢者地域支援課長

まず完全休館期間の他の施設のご案内というところで、委員おっしゃるとおり、まさに代替となる施設側への案内、施設スタッフにもしっかりと丁寧な周知を図ってまいりたいと思っております。この点につきましては、過去に大崎、平塚橋、平塚、このようなところで先行した事例もございますので、そのときの教訓等もしっかりと参考にさせていただきたいと考えております。

トイレにつきましては、すみません、私の説明が漏れておりました。基本的に浴室の前室のところにトイレがございます。それと男性用浴室工事期間には、それプラスもう1カ所、仮設のトイレも設けさせていただいて、利用者にご不便をおかけしないよう最善を尽くしたいと思っております。

○鈴木（真）委員

ほかの施設というのも、窓口は区の職員の方ではなくて、シルバー人材センターの方がやっていると思うのですね。その方たちがその説明をうまくできるのかということも気になるのと、事務方の説明でなく、利用者側に対して、その辺を理解してもらう形をとらなければいけないので、そのあたりをもう一回、どういうふうにしていくのか教えてください。

○宮尾高齢者地域支援課長

シルバー人材センターのスタッフとは、定例的に庁舎で打ち合わせをさせていただいております。そういう機会もしっかりと活用させていただいて、Q&Aですとか、過去にこういう事例があったというようなものを、しっかりと共有を図ってまいりたいと考えてございます。

○鈴木（真）委員

事務方と同時に、今現在、隣のシルバーセンターを使っている方たちに、説明会のようなものをやるのか。東品川で工事があることは承知しているのかどうかわかりませんが、やはりいろいろな問題が絡んでくる可能性があるのでは、そちらに対しても何かうまく説明してほしいというお願いなのですが。

○宮尾高齢者地域支援課長

他の代替の候補となるシルバーセンターの利用者の方向けにも、しっかりとスタッフから伝える、あるいは館内表示をすとか、いろいろ丁寧な方策を考えていきたいと思っております。

○鈴木（ひ）副委員長

指定管理者制度の採用というところですけど、ゆうゆうプラザというのは、たしか以前お聞きしたとき、指定管理者のところと指定管理者でないところがありますよね。そこで、どういう考え方で指定管理者とするのか、委託にするのかということをお聞きしたとき、複合施設は指定管理者ということで考えているというふうなご答弁だったと思うのです。このゆうゆうプラザを指定管理者にしていく考え方、東品川は複合施設ではないですよ、そういう中でここが指定管理者になるのは、どういう考え方からなのか。これからゆうゆうプラザは指定管理者でやっていくという考え方なのか、単独でもそういうふうになっていくのか、その考え方をお聞かせください。

○宮尾高齢者地域支援課長

ゆうゆうプラザの指定管理者制度の導入の考え方でございますけれども、まず基本的に大きな要素となってきますのが、規模でございます。東品川シルバーセンターは、皆様ご存じのように一番規模が大きく、ご利用者も一番多いシルバーセンターであることも、一つの判断基準になってこようかと思っております。

また指定管理者制度は自主事業を、今は平塚橋でも大崎、大井三丁目でも指定管理者と相談しながら自主事業をやっておりまして、これが非常に地域の方々しっかりと、利用者のさまざまな声もお聞きしながら組み立てているところでございます。東品川シルバーセンターにつきましても、その広い敷地をしっかりと有効活用させていただくという意味でも、指定管理者制度が有効であるというふうに判断いたしまして、今回も導入させていただこうというふうに考えてございます。

○鈴木（ひ）副委員長

前の説明のときは、複合施設ということで指定管理者を導入していくというふうなご答弁だったので、今回お聞きしたのですけれど、そういうことと言えば、これからシルバーセンターは築年数がかなりたっているところも多いので、建替えというふうになっていくと思えますけれど、その施設ごとで指定管理者にするか、委託にするか検討するということなののでしょうか。大きくは指定管理者でいくという方針があるのか、そこのところが、今回はたしか複合施設ということだというご答弁だったのでお聞きしているところですが、その考え方を改めて伺います。

○宮尾高齢者地域支援課長

確かに施設が複合か、単独かということも一つの大きな判断要素にはなつてこようかと思えます。建物の立地条件と規模、実際の事業内容、そういったことを総合的に考えて、適切にその都度判断をしまりたいと思っておりますが、いずれにせよ指定管理者が大きな選択肢の一つであるということは、言えるかなと思っております。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 障害者福祉事業の整備状況について

○石田（秀）委員長

次に、(3)障害者福祉事業の整備状況についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○松山障害者福祉課長

私からは障害者福祉事業の整備状況について、ご報告いたします。

これまで当事者等のニーズや近年の社会状況等を踏まえまして、障害児者等へよりよいサービスが提供できるよう、下記のとおり整備を行ってきたところでございます。

まず初めに、1番、周知についてでございますが、大きく3点ございます。

1点目、障害者福祉課のホームページの充実についてでございます。裏面をご覧ください。上の部分でございますが、障害者福祉課のトップページにお知らせ欄を設けまして、新着状況や変更などについてお知らせをしております。また次のところでございますが、障害のある方のための施設のところから、各施設へリンクを張りまして、各施設の紹介をしております。

2点目といたしまして、障害者福祉サイトの開設でございます。区のトップページからバナーをクリックしていただきますと、介護、在宅医療、障害者福祉サイトへ飛ぶようになっております。下の部分のピンク色のところが、障害者福祉のサイトとなっております。

そして3点目、「手当に関するご案内」というものをこのたびづくりました。手当に特化したご案内ということで、区内の関係機関、障害者団体の方々にも配布したところでございます。

情報の周知は大切と考えております。今後もホームページ等、新しい情報の更新に努めまして、情報提供の方法につきましても引き続き工夫を図ってまいりたいと考えております。

2番、施設の充実というところでございます。

1つ目は、心身障害者福祉会館の機能の充実についてでございます。3ページをご覧ください。既にご報告させていただいているところでございますが、心身障害者福祉会館の現在の機能に加えまして、リハビリ機能の強化、訪問による自立訓練の実施、医療的ケアの対応を図るとともに、荏原地区における事業者ネットワークの構築を図りまして、荏原地区の地域生活支援拠点として、機能を強化させてまいります。

次に2つ目、就労継続支援B型の事業所が1カ所増えました。事業所名はTODAY南品川で、所在地は南品川4-2-35の2階でございます。運営事業者はリアルカンパニー株式会社、定員は20名で、送迎がございました。開設はこの2月ということでございます。

また3つ目、精神障害者グループホームということで、区内に3カ所増えております。こちらの本部は港区にございまして、その事業所から30分以内で移動できる範囲であれば、ユニットを増やすことができます。今回、品川区内に増えたのはユニットということになっております。事業所名は「935」と書いてクミコファミリーワン、大井ハウス、南品川ハウス、鮫洲ハウスでございます。所在地は記載のとおりでございます。運営事業者は一般社団法人日本代替医療食品研究会でございます。定員はそれぞれ、大井ハウスが7人、南品川が4人、鮫洲が4人。開設はそれぞれ記載のとおりでございます。

今後も施設の充実に取り組んでまいります。

また1ページ目にお戻りいただきまして、3番、支給決定基準の見直しについてでございます。

そもそも介護給費等にかかわる要否の決定および支給決定については、総合支援法で規定するもののほかに、品川区障害者介護給付費等支給決定基準に関する要綱につきまして、区の支給決定基準を定め、実施しているところでございます。法改正に伴いまして、区の要綱も改正いたします。

まず(1)品川区障害者介護給付費等支給決定基準の見直しについてでございますが、主な改正内容とし

まして、3つございます。1つ目ですけれども、法改正により新たに規定された自立生活援助と就労定着支援を、区の要綱に規定いたしました。2つ目、各サービスの支給量についてでございます。支給決定基準におきましては、障害福祉サービス、障害支援区分ごとに標準となる支給量を定めておりますが、この支給量の見直しを行いました。そして3つ目、「支給量（上限基準量）」を「支給量」に改め、また「サービス利用要件」および「サービス内容」の表記を改めるなど、文言整理を行ったものでございます。恐れ入りますが、品川区障害者介護給付費等支給決定基準に関する要綱の新旧対照表をご覧ください。

この対照表を1枚おめくりいただきまして、次のページでございます。第2条、支給決定基準についてでございます。旧のところをご覧くださいますと、「1人あたりの1カ月の支給決定基準の上限は」という表記になっておりますが、こちらを「1人あたりの1カ月の支給量は」というふうに改正いたしました。こちらは、上限を規定しているものではございません。

第3条になります。こちらは支給決定案の作成についてでございますが、総合支援法の施行規則の第12条で勘案事項というもの定められております。旧のほうは、「第12条第1項」という記載になっておりますけれども、第1項だけでなく、第12条全てに勘案事項が定められておりますので、これを「第12条」としたものでございます。

第4条になります。障害者介護給付費等支給審査会との連動についてですが、旧では、「支給決定基準の上限を著しく超える決定が必要な場合は」という記載がございます。「審査会に、支給決定案の妥当性の是非について意見を聴取する」としておりましたが、上限がないということなので、「支給決定を行うにあたり、必要があると認めるときは、審査会に意見を求めることができる」というように、文言を整理させていただきました。

第5条、介護給付費等支給検討についてでございますが、こちら赤字になっているところをご覧くださいますと、「支給決定を行うにあたり、介護給付費等の支給の要否および支給量等」という形で、明確に文言を整理したものでございます。

第6条につきましても、検討会が実施した検討結果をもとに、介護給付費の支給決定を行うということで、文言を整理いたしました。

付則のところでございますが、平成31年4月1日から適用いたします。

おめくりいただきまして、A3の資料をご覧ください。

まず別表ということで、サービスの種類、サービスの利用要件、サービスの内容、障害支援区分、支給量というものを指定してございます。こちらは赤い文字が入っているのが新の基準になります、3枚ございまして、その後ろに旧ということで3枚ついております。

新のページをご覧くださいまして、一番左側のサービスの種類についてですが、新たに規定いたしましたのは、3枚目をご覧くださいますと、赤字で、就労定着支援、自立生活援助ということで、新たに追記したものでございます。

また1枚目にお戻りいただきまして、左から2列目のサービスの利用要件、次の欄、サービスの内容という形で、かなり文言を整理しておりますが、国が定めている文言に準じて整理したものでございます。次の欄、障害支援区分についても、国が定めているものとなっております。次の支給量につきましても、今回示されている基準を参考に、見直しを行いましたのが下の2項目、行動援護、重度障害者等包括支援です。

その上、同行援護につきましても、以前は身体介護ありかなしによって支給量が異なっておりました

が、法改正によりまして、身体介護のありなしにかかわらず1月60時間としております。こちらは国が示す基準よりも既に時間が多うございますので、現状をそのまま継続しております。

恐れ入りますが、A4資料にお戻りいただきまして、3番、支給決定基準の見直しの(2)、品川区障害児通所給付費等の支給決定基準の見直しについてでございます。こちらも児童福祉法等に規定するもののほか、品川区障害児通所給付費等支給決定基準に関する要綱を設けまして、区の実施しているところでございます。

主な改正内容は4点ございます。1点目といたしまして、法改正により居宅訪問型児童発達支援というのを新たに規定しております。2点目といたしまして、法改正により保育所等訪問支援の訪問先の対象者に、乳児院と児童養護施設を追加いたします。3点目、児童発達支援の一部、放課後等デイサービスの支給について、これまで1月の基本となる支給回数を月10日としておりましたが、1月1人当たりの原則上限日数を各月の日数から8日を控除した日数という、国が示したものに準じて変えております。4点目、児童の年齢区分を利用対象に改めるなど、文言の整理を行っております。

恐れ入りますが、資料の最後に添付しております、品川区障害児通所給付費等の支給決定基準に関する要綱の新旧対照表をご覧ください。

第2条は、支給決定基準を通所支給決定基準としております。こちらは、国の通知の留意事項に準じた文言に整理いたしました。「障害児通所支援は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行うものとなるため、その支給決定にあたっては、障害児本人の最善の利益を図り、その健全な発達のために必要な支援を適切に提供する視点を持ち、支給の可否および必要な支給量について適切な判断を行う」。

2項でございます。「支給量については、障害児通所支援の各事業について通所給付決定を行おうとする者の勘案事項を踏まえて、適切な一月あたりの利用日数を定めることとするが、原則として、各月の日数から8日を控除した日数を上限とする」。こちらは先ほどと違ひまして、国のほうは上限としております。

3項でございます。「通所支給決定基準は、障害児通所支援の種類ごとに別表のとおりとする」としております。

新旧対照表をおめくりいただきまして、別表をつけさせていただいております。A4縦で、1枚目が新しいほう、旧はその後ろについております。文言につきましては、国に準じたもので整理を行っております。

また新旧対照表の2ページにお戻りいただきまして、第4条、障害児通所支援の必要性に関する意見の聴取、第5条、第6条につきましては、先ほどの障害者の要綱と同様の文言整理となっております。

付則についてでございますが、平成31年4月1日から適用いたします。

こちらの要綱の改正の周知につきましては、拠点相談支援センター、また児童関連の事業所に周知を図ってまいります。またホームページ等への掲載も行っております。こちらのほうですけれども、いずれにいたしましても支給決定に当たりましては、この要綱を相談支援センターが傍らに置いて、標準あるいは上限という表記に従いまして、勘案事項を第一に考えて、サービス等利用計画、支給量を区に提出いただくよう、周知を図ってまいります。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○石田（ち）委員

障害者福祉事業の整備状況についてということで、障害者福祉の部分が一步一步、少しずつ改善されていることに、担当課もご苦労されていることだろうと思いますけれども、当事者の皆さんも大変うれしく思うところがあるかと思しますので、今後ともご尽力いただきたいと思います。

一つずつ聞いていきたいのですが、周知の部分で、手当に関するご案内でリーフレットを作成されたということは、支給対象であるのを知らなくて受けとれていない方がいるとか、そういう状況からこの案内をつくられたのか、またそういう受けとれていない方がいたのか、伺いたいと思います。

○松山障害者福祉課長

実はこのリーフレットを作成いたしましたのは、障害者福祉のしおりの中に手当が載っていたものですから、そこを取り出して、手当に特化した形でわかりやすく周知をしようとしたものでございます。手当を知らないから受けとれないという方は、こちらには情報は入っておりませんが、引き続き周知を徹底していきたいと思っております。

○石田（ち）委員

手当を受けとられていない方がいるか、報告は受けていないということですが、ちょっとお聞きしたいのですが、基本的に手当の対象ですよというのは、手帳の交付と同時に知らされるものなのでしょうか。

○松山障害者福祉課長

手帳の交付の時点で、窓口でこういう手当が対象になりますというようなご案内は、きちんと丁寧に行っておりますので、さらにわかりやすくなるように、こちらをつくったものでございます。

○石田（ち）委員

わかりました。

続いて、施設の充実のところ、心身障害者福祉会館の機能の充実という部分で、今回プレス発表のほうにも、心身障害者福祉会館を荏原地区の地域生活支援拠点にということで、3ページに載せられておりますけれども、事業内容でこの間は医療的ケアへの対応、訪問リハビリの実施、荏原地区での地域拠点の強化ということが報告されていたのですが、障害児相談支援も入ることになるのですよね。そうすると、昨日の障害児者総合支援施設のときにも、グローが障害児の相談を受けるということだったので、ここでも障害児の相談支援を行うということで、2カ所ということで考えていいのか。

あと、それぞれの障害児相談支援と医療的ケアへの対応、訪問リハビリの実施というところで、専門職の方がどれぐらいいて、職員体制は総勢で何人ぐらいでやるのか、この間の説明の中で聞いてはきたのですが、こういう感じで行きますという大まかにしか聞いていなかったもので、もし決定されているのであれば、正確な数字を伺いたいと思います。

○松山障害者福祉課長

障害児の相談についてのご質問でございます。こちら2カ所で行うかということでございますけれども、まず障害児の相談というのは今現在、区の障害者福祉課だけで行っておりますので、外部、ほかにも常設ができたかと考えております。ただ、どういった形態で行うのかということにつきましては、相談支援部会ははじめそれぞれの、グローや品川総合福祉センター等、運営事業者と話しながら、具体的にどうやっていくのかというのは決めていきたいと思っております。

また配置される専門職ということですが、今、心身障害者福祉会館にはPTやOT、医師もい

ますけれども、医師の配置を週1回程度と考えております。あと職員配置ですが、これまでは2.5対1でしたけれども、2対1ということを目指して、今、行っております。

○石田（ち）委員

そうすると、障害児相談支援では、相談支援専門員を配置し、とありますけれども、これは具体的に何人で、スタッフ何人とか、そして医療ケアの対応についても医師を週1回配置していくと、そして看護師も、もともと2名ぐらい配置されていたと思うのですが、その医療的ケアの対応をする増員といえますか、職員配置はどれぐらいなのか、そして訪問リハビリの実施をする、これは例えば何人体制なのか、わかれば伺いたいと思います。

○松山障害者福祉課長

当然障害児の相談を行う専門支援員というのは、少なくとも1名以上と考えております。それから看護師につきましては現在2名いらっしゃいますけれども、これは既に医療的ケアをやる方向で想定して2名確保しているというふうに、心身障害者福祉会館のほうからは聞いております。訪問リハビリについては、自立訓練センターに今、PT、OTが既におりまして、その関係で訪問がどれだけニーズがあるのかというところを、今、探っている段階でございます。現在のメンバーの中でも、工夫して訪問リハができるのではないかと、心身障害者福祉会館からは聞いております。

○石田（ち）委員

わかりました。これからというところなのかなと、聞いていて思います。やはり人材というのは大事になってくる分野ですので、充実させていただきたいと思います。

続いて、支給決定基準の見直しのほうにいきたいと思います。この基準の見直しは本当に、ここでサービスが制限されているなど私たちもとても感じているところでしたので、また障害当事者やご家族の方の声を寄せていただいていたので、ようやく新しい形になったのかなと。そして当事者の皆さんの声に応えていただいたのかなと思って、私もうれしく思っているところです。

その中でも伺ってきたいのですが、A4の品川区障害者介護給付費等支給決定基準に関する要綱で、第4条、審査会との連動のところですが、そもそもこの審査会の名前が、旧のほうは障害支援区分認定審査会となっていて、新のほうは障害者介護給付費等支給審査会というふうに、変わっているのですが、これは全く別の審査会なのか、名前が変わっただけなのか、やる内容が違うのか、お伺いします。

○松山障害者福祉課長

支給決定基準の見直しというのは、考え方は以前から、勘案をきちんと踏まえてということ、個人の状況、ご家族の状況、置かれている環境をきちんと踏まえた上で、サービス等利用計画案を相談員が作成するという方法はこれまでと変わりませんので、障害者介護給付費等支給審査会というのが正しい名前ですので、こちらのほうと何ら、審査会自体の中身が変わるわけではございません。

○石田（ち）委員

そうすると、審査会としては新のほうが良いといえますか、今までのものは間違っていたというか、何だったのか。審査会のメンバーも変わらないということなのでしょうか。

○松山障害者福祉課長

審査会のメンバーも行っている内容も、これまでと変わることはございません。ただ文言を修正したということでございます。

○石田（ち）委員

そうすると、メンバーはどういう方で構成されている審査会なのか、今年度何回ぐらい開催されているのかというのがわかれば、伺いたいと思います。

○松山障害者福祉課長

障害者介護給付費等支給審査会というものは、まず認定調査に基づく一次判定結果と、医師の意見書に基づきまして、審査判定を行う機関でございます。2つの合議体がありまして、委員構成は5人ということで、医師、学識経験者といった方々です。審査会の回数でございますけれども、平成29年度につきましては36回開催されております。

○石田（ち）委員

わかりました。

第5条の部分に移りますけれど、品川区障害者ケア計画検討会というものがあります。このメンバーというのはどういう方たちで構成されているのか、これも今年度何回ぐらい開催されているものなのか。

○松山障害者福祉課長

品川区障害者ケア計画検討会というのは、課内の検討会でございます。どちらかといいますと、これまでのケースワークも含めて検討しているような会議となっております。回数といたしましては、支給決定の件数とイコールぐらいの回数となっております。変更がある場合、あるいは検討が必要な場合に随時行っているものでございます。

○石田（ち）委員

品川区障害者ケア計画検討会というのは、どういうときにかかるもので、どういう検討会なのか、そもそも伺いたいと思います。

○松山障害者福祉課長

相談員のほうからサービス等利用計画だったり、サービスの利用量のご希望をきちんと、ご本人のサインをいただいたものが提出されていきます。ただし勘案事項につきましては、そちらのほうも踏まえたものの書類をつくっております。基幹相談支援センターの役割もありますので、その勘案事項も含めてケースワーカーが全て決定する場合にはその勘案事項もきちんと見直しながら、実際問題支給量が足りているのか、あるいはこのサービスだけでよしいのか、というところを検討する会議となっております。

○石田（ち）委員

今までの流れだと、ケア計画検討会で検討して、そして審査会にかけるかどうか判断しているという流れなのでしょうか。その流れは今後も変わらないのか。この要綱からはそれが読み取れないので、どのような流れになっていくのかということと、あと支給決定基準を大きく超える決定が必要な場合は、こういった流れになるのかがわかるように、記載することが必要なのではないかと思いますけれど、いかがでしょうか。

○松山障害者福祉課長

こちらのケア計画検討会で検討するということなので、特にここで決定しているわけではございません。

また上限を大きく超える場合というのは、旧では表記があったのですがけれども、特に上限を超える場合だけではなく、例えば支給量が低い場合についてはどうなのかというようなご意見を、こちらの審査会には専門職の方がいらっしゃいますし、例えば新しい病気等、職員も勉強に日々努めておりますけれども、やはり専門家の医師から、こういった症状かなどご意見をいただく、そういった場合は、審査会

に意見を聞くことができるとしております。

○石田（ち）委員

そうすると、特別上限を超えるときということではなく、常に当たり前にという考え方で、ということでもよろしいですね。

それでA3判の新旧対照表のほうで、旧のほうには特記事項と審査会に諮る基準というものがあったと思うのです。新のほうも、支給量とはなっているのですけれども、これを超える場合も支給できるよというのが、旧のほうでは特記事項や審査会に諮る基準などでわかるのですけれども、この量を超えても利用できる場合があるというのが、新のほうでもわかるようにしたほうがいいのではないかと思うのですけれども、そこの考え方を伺います。

○松山障害者福祉課長

支給量のところでございますけれども、旧のほうの支給量（上限基準量）というのは、表記がやはり個人の上限を指し示すような形で混乱を招いておりましたので、新のほうでは支給量として、これが標準であくまでも目安であるということで、障害のある方についてはなかなか個別性が高く、その方によりけりで症状も違いますし、サービス量も変わります。またご本人がどうしても自立したいということで、サービスを段階的にという方もいらっしゃいます。かなり個別性の高いものだとということで、上限基準量というのを外したところでございます。そして支給量として、このように指し示したということでございます。ですから、この特記事項につきましては、ちょっとそぐわないところがございまして、ここに文言として明記するというのは、今回削除したものでございます。

また審査会に係る基準というのも、審査会に諮ることができるというような文言に変えましたので、こちらの形で縛られないように、記載については削除いたしました。

○石田（ち）委員

確かに上限基準量というのがなくなったのはよかったと思うのですけれども、先ほども課長がおっしゃったようにあくまで標準であって、目安だというのがわかる、この表からわかるようになるのもっといいかなと思ったので、これは意見です。

それで、この支給決定基準表をそもそも事業所の相談支援員が知らないということが大問題だと、私たちは指摘させていただいてきました。先ほどの課長の説明の中で、相談員にも周知していくということでしたけれども、どのような周知の形をとられるのか、それでそれがしっかり本当に行き渡ることか、確認したいのですが。

○松山障害者福祉課長

支援センター連絡会等においても、私のほうから支給決定基準がきちんとあることは周知しておりますし、考え方としてはこれから検討していくということも、その時点でコメントさせていただいております。今回また直近の連絡会を通じまして、きちんと相談支援センターのほうには周知を図ってまいります。

○石田（ち）委員

この支給決定基準が行き渡っていないために、制限がされていたという実態があったというところを、しっかり教訓にさせていただいて、周知していただいき、障害者福祉サービスを充実させていただきたいと思っております。

○鈴木（ひ）副委員長

今日の報告、障害者福祉課の皆さんが本当に日々忙しい中で、さまざま充実に向けてこれだけ具体的

に取り組みを進めていただいて、本当に感謝もしたいですし、評価もしたいと思います。ホームページも忙しい中で充実していただいて、ありがとうございました。

1つは、施設もB型とグループホームが新たにできることになって、よかったなと思っているのですが、ここは区としては、誘導するというかどうということ、特に就労継続支援B型とグループホームは足りないというのは、当事者の皆さんからも挙げられていたことで、増設になってよかったと思っているのですが、区が働きかけをされて、こういう状況になったのか、それとも向こうから設置したいということで相談が来て、実現になったのか、そのあたり、さらにこういうふう増設していくには、どういうふう今後考えているかということと、あわせてお聞かせください。

○松山障害者福祉課長

品川の2つの施設につきましては、先方からご相談があったというものでございます。ただ、ご相談の中で区の現状をお話ししまして、どういったものかということでは、日々相談を受けているところでございます。

施設の種別に限らず、相談はいただいているところでございます。ただ、受け身ではなくて、今後区としても積極的に相談というのは、発信をしていきたいと考えております。

○鈴木（ひ）副委員長

ぜひ、先ほどのパブリックコメントの中にもいろいろ指摘がされていたように、品川ではまだまだ足りない部分がありますので、ぜひ増設に向けて取り組みを進めていただきたいと思います。

こういうふうな就労B型とグループホームを設置したいという相談があつて、実現したということですが、この場合、補助金というのはどういう仕組みになっていて、どういう形で出るのかといったことについてもお聞かせいただけたらと思います。

○松山障害者福祉課長

この2つのところにつきましては、特に補助金等はございません。民間が自力で建てたというものでございます。区としては特に入れているものはございません。ただ、今後どういった形で民間のところ増やせるのか、そのまま補助金がなくて増やせるのかどうかというのは、ちょっと探っていきたいと思っております。やはり安定した継続というのが大事だと思っておりますので、いろいろなタイプのもものが結構出てきておりますので、この就労継続支援B型にしてもグループホームにしても、まだ建って間もないですから、区としても現状を把握しながら、よりよいサービスを区民の方に提供できるように、どのように増設したらいいか、積極的に進めてまいりたいと思っております。

○鈴木（ひ）副委員長

わかりました。ありがとうございました。ぜひ今後ともよろしく願いいたします。

あと、介護給付費等の支給決定基準ですが、これも本当に待ちに待ったという感じで、つくっていただいてよかったと思っています。特に、この場でも何度も要望してきました放課後等デイサービスが、上限10日から基準10日になり、今回さらに国の示す基準に大きく改善されたということで、当事者の皆さんも非常に喜ばれていますし、これは本当によかったと思っています。

それでお聞きしたいのが、第4条の審査会のところですが、この審査会は平成29年度で36回やったということですが、これはサービスの基準、支給に対しての審査会ということですか。36回あったということなのでしょうか。先ほどのご説明ですと、認定審査会というのは介護保険でもそうですけれど、介護認定を決めるために審査会を行いますね、その審査会は日常的にあつて、認定が決められていると思いますが、障害者の方々もその障害区分を決める審査会ということの回数なのか、それとも第4

条で書かれている審査会に意見を求めることができるということで開かれた回数なのか、そのところをお聞かせいただきたいです。

またその認定審査会に意見を求めるということになっていくのか、そのところをお聞かせいただきたいと思います。

認定審査会ということで、旧では認定審査会という形になっていたのかなと思うのですが、そういうことから考えると、認定審査会は認定審査会として実際あるのと、ここでは介護給付費等支給審査会という2つの名前を持つような形になるのか、そこら辺のところを。もともと、この介護給付費等支給審査会が認定審査会もやっているという形になるのか、その仕組みを教えてください。

○松山障害者福祉課長

名称は、障害者介護給付費等支給審査会というのが正式な名前で、認定区分の審査会というのが主なお仕事になります。著しく超えた場合というのは、ご本人がサインをして同意の上で、相談員が提出するという事なので、著しく超えるケースが全件あるということではないのですね。そのために、この審査会に意見を聞くというところは、それほど多くはないということです。なので、わざわざ独立してつくるというよりは、調査に基づく審査会という、審査、判定を行うという、本当に専門家のいらっしゃる場所なので、そのよくわかっていらっしゃる方々にご意見をいただくということで、考えております。

○鈴木（ひ）副委員長

そうしますと、この第4条にあるような、必要があると認めたときに、この審査会に意見を求めることができるという事例というのは、年間どれぐらいあるものなのか教えていただきたいです。

あと第5条で、品川区障害者ケア計画検討会というのは、全ての計画に係るという形になるのか、そしてそのケア計画検討会のところで判断をして、審査会にかかるということになるのか。その仕組みも教えてください。

○松山障害者福祉課長

まず障害者ケア計画検討会ですけれども、課内の検討会ということで、全件がこちらにかかるというものではないです。通例、変更があったとか、急激に何か変化があった場合が主です。どちらかというケースワーク的な要素を持っている会議体でございます。そこで、当然ながら相談員がサービス等利用計画案をつくる段階で、ご本人にサインをしていただくということは、ご本人がそれを了解して、サービスの種類やサービス量についてはそこでご了解を得ていると、区は判断していますので、何かそこに特別にケースワーカーとして、これでは心配だとか、何かがあればかけますけれども、特にない場合については、変更があった方につきましてはこちらのほうになりますけれども、特に全件をここで諮るといえるものではございません。

また、介護給付費等支給審査会のほうに意見を聞く場面があったかということですが、平成30年4月から振り返ってみますと、審査会に改めて何か判断を求めたケースというのはございません。ただ、日常的に医師、専門家の方がいらっしゃるの、そういった意味では病状とかご助言をいただくことはございますけれども、審査会に諮ったということはありません。

○鈴木（ひ）副委員長

ありがとうございました。仕組みが随分わかってきました。

そうしましたら、この品川区障害者ケア計画検討会というのは、障害者福祉課の中でどういうメンバーになっているかということと、その検討しなければならないケースに対して、この支給で大丈夫かとか、

もっとこういう角度から考えたほうがいいのではないかとか、そういう検討が必要な方だけをこのケア計画検討会にかけるという考え方でいいのか。

そして、ケアプランの中でここにかかる件というのは、およそ何パーセントぐらいあるのかわかったら、教えていただきたいと思います。

またもう一つ。障害児の場合はこの審査会の規定がないですね。

障害者福祉のしおりの中でも、フローチャートがあるのですが、この中で障害者のほうは審査会の意見聴取というのがあるのですが、障害児の場合はそれがありませんね。それはなぜなのかということも、あわせてお聞かせいただきたいと思います。

○松山障害者福祉課長

まずケア計画検討会のメンバーでございますけれども、私、管理職と、相談支援担当のケースワーカー、それから認定の事務がかかわっております。認定事務のほうはケースワーカーとは別の係ということで、別の視点からきちんと見るということがございます。また要綱の障害児のところにつきましても同じように、文言的には合わせているのですが、障害児の場合、どちらかというところの国の通知の中でも、かなり発達段階に応じて変化があるということで、区分といた切り分けがもともと、大人の場合と違っていて、なかなかないということがございます。障害児の場合、第4条に書いてあるのですが、障害児通所支援の必要性に関する意見の聴取というところで、この審査会というよりは医療機関、医師の意見書により意見を聴取するとなっております。成人の方よりは障害児につきましては発達段階によって本当にかかる医療機関、主治医の意見書というのも大事になっておりますので、きめ細やかに、医師の意見書により意見を聴取することができる。あるいは、第2項にもありますように、医師の所見もしくは児童相談所等へ意見を聴取することができる、ということになっております。

また「障害者福祉のしおり」の表記の件、例えば障害支援区分、認定の流れや支給決定のプロセスのところ、こちらのケア計画検討会が入っていないというお声もいただいておりますので、また成人の場合と障害児の場合と、もう少しきめ細やかに、ホームページ等でも更新していきたいというところで、課内では話しています。

○鈴木（ひ）副委員長

そうしますと、このしおりもまた毎年新しくしていただいているので、その利用までの流れということも整理をされて、変わっていくことになるということですね。わかりました。よろしく願いいたします。

多分今度の相談支援のあり方その物が、私は非常に大きく変わっていくのだろうなということで、期待しているところです。今まではこの基準が上限のような形で組まれていたのが、勘案事項に沿って、それが上限ではないということが当たり前になっていく、そういうふうになっていくことでの基準表ということで、見ていいのか。そしてそのためには、現場にこれを、本当に大もとの相談支援のあり方、ケアプランを組むときの考え方、勘案事項をもとにして、これが上限ではないという、その人に合わせたサービスを組んでいいのだというあたりも、ぜひ徹底していただきたいと思いますが、その点について最後にお聞かせいただけたらと思います。

○松山障害者福祉課長

この基準、今回は要綱の改正ということでしたけれども、これまでも平成30年度当初から、私のほうからこちらが標準という考え方を連絡会のほうでも説明させていただいて、改正するのが遅くなってしまいましたけれども、それに合わせた形での改正になったかなと思っております。

また今後、相談支援のあり方につきましても、昨日も答弁させていただきましたけれども、やはり相談のあり方、あるいは基準となるマニュアルやガイドライン等の整備を図りまして、相談員がどなたでも、障害者に寄り添った相談が受けられるようにしてまいりたいと思っております。

○石田（秀）委員長

ほかにごございますか。よろしいですね。

それでは、以上で本件を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時19分休憩

○午後1時20分再開

○石田（秀）委員長

休憩前に引き続き、厚生委員会を再開いたします。

改めて申し上げます。報告事項、その他を終了してから視察に行きたいと思っております。先方には若干遅れる旨はご報告してありますが、それでも若干でありますので、特段のご協力を改めてお願いしまして、報告事項を再開したいと思います。

(4) 不妊治療費助成制度の変更について

○石田（秀）委員長

(4)不妊治療費助成制度の変更についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○川島健康課長

私からは、不妊治療費助成制度の変更についてご報告させていただきます。

品川区では、平成18年から一般不妊治療助成という制度を開始いたしました。今年度は特定不妊治療の助成制度、こちらは都の助成に上乘せをする制度を開始して、事業を行ってきたところでございます。平成31年度の新年度予算で都の変更があるということで、制度変更のご説明をさせていただきます。

1番の概要をご覧ください。平成31年度に東京都で不妊検査等助成事業が変更されるという連絡がございまして、品川区で実施している事業にも関連して影響が出てくるということでございます。そこで次のような変更を行うということで説明させていただきます。

2番の変更内容をご覧ください。 (1)対象年齢で東京都に変更が加わった部分は、一般不妊検査の制度でございます。検査開始日現在、妻が35歳未満の方というのが、右側の欄は新年度の予定ですが、妻が40歳未満の方が対象になるということで、東京都において対象年齢が拡大されるということです。こちらは東京都と品川区で同等の制度を年齢のすみ分けをして実施しているところでございまして、今現在、東京都は35歳未満ということになっておりますので、品川区の一般不妊検査は35歳以上43歳までの誕生日前日までということで、8年齢をカバーしている状態です。

矢印の右側の欄を見ていただきますと、東京都が40歳未満までになるということですので、品川区の一般不妊検査は40歳以上43歳の誕生日前日までということで、3年齢をカバーするということになります。ただ、この制度についてはそれぞれ使用されている方がいらっしゃいますので、とにかく1年間はどのような形になるか様子を見させていただきたい、制度はこのまま実施していきたいと考えて

ございます。

それから、東京都の正式な通知はまだ来ておりませんが、4月1日から適用になるのかどうかというところも、まだ未定でございますが、予定で準備を進めさせていただいております。

それから(2)所得制限をご覧ください。こちらは特定不妊治療が変更になります。東京都は現在、夫婦合算の所得制限730万円未満となっておりますが、平成31年度からは夫婦合計所得が905万円未満の方を対象にする、という変更が加えられるということでございます。こちらの特定不妊治療助成につきましては、品川区は都の助成に上乘せして調整する形で実施しているものですので、品川区の助成件数も増えることが想定されます。ただ、予算につきましては、当初予算額のまま推移を見させていただきまして、様子を見て対処していきたいと考えてございます。

3番のその他をご覧ください。平成30年4月より、東京都は一般不妊検査、特定不妊治療ともに、事実婚夫婦の方を助成対象とするということでございます。あわせまして、区のほうの制度におきましても、事実婚夫婦を助成対象にするというふうに変更を加えたいと思っております。こちらはどうやって確認するかということでございますが、住民票が同一世帯になっている方のみ、助成対象にするという形で確認をとらせていただければと思っております。

周知につきましては、広報しながわの4月21日号、区のホームページ等で行っていく予定でございます。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○芹澤委員

確認ですが、一般の部分に関しては、区民の方からすると、品川区がやってきたものを東京都が一部スライドすると思うのですが、特定に関しては、所得の上限が上がるということで、これはもともと首都圏では共働きが多く、700万円ぐらいでは結構対象にならないという話で、こうなったと思うのですが、所得制限を上げることで、何%ぐらいの方が対象として増えるのか、教えていただきたいと思えます。

もう一つ、先ほどお話しいただいたことの確認ですが、事実婚夫婦の認定基準として、住民票の住所が一緒であれば、ある意味それだけで事実婚として認定するというものでいいのか、もう一度確認をお願いします。

○川島健康課長

所得制限の変更でどのぐらいのパーセンテージ、この申請が増えるかということは、私どものほうではまだ推定しておりません。この特定不妊治療助成というのは、国の制度を都が実施しているものでして、今回の変更でどうなるかというのも、私どももまだ読めないところでございます。申しわけございません。

それから事実婚の方ですと、今は続柄が未届と、妻（未届）というような形ということで、世帯が一緒だけでなく、その続柄も未届の妻、夫という形があるものを助成対象とするということで、今のところ聞いてございます。

○こんの委員

確認ですけれども、そうすると一般不妊治療のほうは、35歳から39歳までの早く治療を始めたいという人は、どうなってしまうのですか。

○川島健康課長

都の一般不妊検査が、35歳未満だったものが、40歳未満に変わるということで、品川区はその上の年齢をカバーするというので35歳以上42歳までというふうに助成していたのですが、都がその部分を40歳まで引き上げるということで、区がカバーする年齢は3年齢になります。

ですので、35歳より下の方は、当然助成対象になっております。40歳未満の方まで、東京都が全部助成対象にするということでございます。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。よろしいですね。

それでは、以上で本件を終了いたします。

(5) 年金生活者支援給付金について

○石田（秀）委員長

次に、(5)年金生活者支援給付金についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○三ツ橋国保医療年金課長

年金生活者支援給付金について、報告いたします。

1、根拠法令でございます。年金生活者支援給付金の支給に関する法律の施行期日、平成31年10月1日、こちらは消費税の10%引き上げの日とされております。

2、制度の概要は、おめくりいただき、別紙をご覧ください。年金生活者支援給付金は、年金を含めても所得が低く、経済的な援助を必要としている者、前年の所得額が老齢基礎年金満額以下の者などに対し、年金に上乗せして支給するものでございます。

まず薄いピンク色の高齢者への給付金（老齢年金生活者支援給付金）でございます。支給要件は3項目ございまして、①65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること、②前年の公的年金等の収入金額とその他の所得、給与所得や利子所得などとの合計額が、老齢基礎年金満額相当、約78万円以下であること。この約78万円は、毎年度老齢基礎年金の額を勘案して改定いたします。平成31年度は77万9,300円でございます。③同一世帯の全員が市町村民税非課税であることでございます。

保険料納付期間に基づく給付額は、月額5,000円掛ける、保険料納付済期間（月数）割る480月でございます。なおこの5,000円は、毎年度物価変動に応じて改定いたします。

保険料免除期間に基づく給付額は、保険料免除期間を有する者には、保険料免除期間に基づく給付額を合算して支給するもので、月額約1万800円掛ける、保険料免除期間（月数）割る480月でございます。この約1万800円は、老齢基礎年金満額の6分の1の額、こちらは保険料全額免除、4分の3免除、半額免除期間の場合でございます。ただし、保険料4分の1免除期間の場合は、老齢基礎年金額の12分の1の額、約5,400円となります。

対象者数は、約610万人でございます。表は例を挙げております。

おめくりいただきまして、薄い水色の高齢者への給付金（補足的老齢年金生活者支援給付金）でございます。老齢年金生活者支援給付金の所得要件、支給要件の②を満たさない者であっても、前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が約88万円までの者に対しては、老齢年金生活者支援給付金を受給する者と所得総額が逆転しないよう、補足的な給付を支給するものでございます。平成31年度は87万9,300円となっております。

補足的な給付の額は、所得の増加に応じて通減いたします。

対象者数は、約160万人でございます。

続いて、薄緑色の障害者や遺族への給付金（障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支擦給付金）でございます。支給要件は2項目あり、①障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者であること。②前年の所得、こちらは障害年金・遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれませんが、これが462万1,000円以下であること。この金額は、20歳前障害基礎年金が支給停止となる所得基準額と同額となるよう設定され、扶養親族等の数に応じて増額いたします。

給付額は、障害等級2級の者および遺族である者は月額5,000円、障害等級1級の者は6,250円で、毎年度、物価変動に応じて改定されます。

対象者数は約200万人でございます。

その他、10月施行のため、初回支払いは10月・11月分を12月に支給することとなります。

手続は、本人の認定請求により受給権が発生いたします。日本年金機構が支払事務を実施いたします。年金と同様に2カ月ごとに支給されます。

その他、各給付金は非課税でございます。

1枚目に戻っていただきまして、3の手続方法は、受給の有無により2つに分かれております。

(1)平成31年4月2日以降に新規で基礎年金の裁定請求を行う者は、平成31年4月1日より事前受付開始となります。通常的基础年金裁定請求書、ターンアラウンド請求書に、給付金請求書が同封されますので、年金の裁定請求とあわせて提出していただきます。提出先は、厚生年金加入期間・第3号被保険者期間がある者は、日本年金機構品川年金事務所で、国民年金第1号被保険者期間のみの者は、国保医療年金課国民年金係となります。

(2)平成31年4月1日時点で基礎年金を受給している者は、平成31年9月より受付開始となります。9月に日本年金機構からターンアラウンド請求書が本人へ郵送されます。提出先は、日本年金機構本部宛てに返送となります。

4、周知方法でございます。厚生労働省・日本年金機構は、平成31年7月から各ホームページ掲載、給付金専用ダイヤルが開設されます。平成31年9月上旬から、テレビ、ラジオ、インターネット、新聞広告され、各市区町村へポスター配布され、掲示となります。

区は、厚生労働省のホームページ掲載時期にあわせて、区のホームページ、広報へ掲載予定としております。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○この委員

1点だけ。他課との連携というところで確認させていただきますが、多分この対象者となる方は、生活保護を受けていらっしゃる方が多いと想像するのですが、そこの連携、いわゆる受給者への丁寧な説明が必要かと思うのですが、その点、連携はどうされますか。

○三ツ橋国保医療年金課長

委員ご指摘のとおり、生活保護対象の方も多いと思われまます。実際に担当者同士の説明であったり、国民年金係から生活保護の担当への説明などは、随時行っておりまして、実際に支給される方が漏れないのよいようにしてまいります。

○こんの委員

ありがとうございます。本人が請求するという作業が、どうしても漏れてしまうことがあると思うのです。また、その来た通知がわかりにくかったり、なかなか理解ができなかったりして漏れてしまうことがないように、ぜひ他課との連携でお願いしたいと思います。

○石田（ち）委員

この給付金自体は、消費税が10%に増税されて給付されるということは、10%増税にならなければ、この給付金もないということになりますか。

○三ツ橋国保医療年金課長

こちらの根拠法令でございますように、平成31年10月1日は消費税率の10%引き上げの日とされておりますので、委員ご指摘のとおり、10%に増税がなければ、今までもありましたけれども、引き延ばしという形をとるのであろうと思われまます。

○石田（ち）委員

対象者は総勢970万人で、それぞれの支給要件ごとに610万人、160万人、200万人とあるのですけれども、これを品川区で考えるとどれぐらいの方が対象になるか、わかるのでしょうか。

○三ツ橋国保医療年金課長

所得についてははっきり、次年度以降のものになりますので、明確には出ないのですけれども、例えば平成29年度の老齢基礎年金の市区町村で受付の部分は76件、障害基礎年金は79件、遺族基礎年金は31件という区の受付件数は、平成29年度についてはそのような件数ですので、その部分に関してはこちらと同様と思われまます。

○鈴木（ひ）副委員長

高齢者への給付金は、65歳以上の老齢基礎年金というものが今ありますけれども、前年の公的年金の収入金額とその他の所得の合計額が78万円以下であることと、住民税非課税世帯ということから考えると、この対象者が一番多いわけですが、品川区でいうと、高齢者は8万人ちょっとだと思いますが、その中でどれぐらいの方が対象になるのかと考えたとき、介護保険の運営状況の中で、介護保険料の所得別人数というのがありますけれど、この中で第1段階と第2段階、第2段階が80万円以下の人ということなので、およそこの人数というふうに考えていいのかなど。それで第1段階が3,360人、第2段階が11万1,607人というのが、平成29年度の状況ですけれど、パーセンテージで4.1%と14.1%、合わせて18%ぐらいなのですけれど。

およそ18%ぐらいの方が、所得というところからは対象になるというふうに考えていいのか、そこのところだけお聞かせください。

○三ツ橋国保医療年金課長

鈴木副委員長のご推察のとおり、恐らくこの人数の方が対象となると思います。その中で、きちんと年金についてきちんと対応されている方となると思われまます。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。よろしいですね。

それでは、ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(6) 後期高齢者医療保険料軽減特例の見直しについて

○石田（秀）委員長

次に、(6)後期高齢者医療保険料軽減特例の見直しについてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○三ツ橋国保医療年金課長

後期高齢者医療保険料軽減特例の見直しについて、報告いたします。

後期高齢者医療制度の保険料（均等割）に係る軽減特例につきましては、「今後の社会保障改革の実施について」において、均等割の軽減特例、9割軽減および8.5割軽減の見直しについて、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や、年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施することとされておりました。今般、次のとおり見直しが行われることとなりました。

1、政府予算案の見直し内容でございます。

(1)9割軽減。介護保険料の軽減強化や年金生活者支援給付金の支給にあわせて、平成31年10月から本則の7割軽減といたします。

(2)8.5割軽減。介護保険料の軽減強化にあわせて、平成31年10月から本則の7割軽減といたします。ただし、年金生活者支援給付金等のない低所得者であることに鑑み、1年間、8.5割軽減を継続し、本則の差を補填するものでございます。

2、条例上の見直し内容でございます。

(1)9割軽減。平成31年度当初から通年で8割軽減とし、平成32年度から本則7割軽減といたします。

(2)8.5割軽減。平成32年度当初から通年で7.75割軽減とし、平成33年度から本則7割軽減といたします。

下の表は、現行と、平成31年度から33年度までの推移を示しており、上が年金収入80万円の現行9割軽減であり、下が年金収入168万円以下の現行8.5割軽減となっております。

今ご報告したものが、別紙の通りとなっております。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○石田（ち）委員

後期高齢者医療保険料の軽減特例の見直しということで、段階的に上げていくと、要は特例軽減をなくしていくということですが、やはり何倍にも保険料が跳ね上がる方がいるのではないかと。年金は増えずに、この軽減特例がなくなっていくというのは、本当に高齢者の実態を無視したものだと思いますし、さらに医療の窓口負担を今、1割のところを2割にするという、そういった計画がされているというところでも、本当に長生きが喜ばないという状況がつけられてしまっていると、私は感じています。

この軽減特例の見直しで影響がある方の人数を教えてくださいたいです。

○三ツ橋国保医療年金課長

東京都広域連合からの試算でございますが、平成29年度の9割軽減の方につきましては、8,381人でございます。8.5割軽減の方につきましては、7,116人でございます。

○石田（ち）委員

今伺った方々が、29年度でこの人数の方々ということで、そうすると、平成31年は9割軽減だった方が8割になって、8.5割の方が8.5割で維持されると。

年金収入が80万円以下の方の特例軽減をなくしていく率のほうが、高くなるわけですね。年金収入168万円以下の方は、8.5割軽減が平成31年も8.5割ですけれど、80万円以下の方は9割軽減が平成31年には8割になってしまうということで、このなくしていく幅をどのようにして考えられたのかなと思うのですけれど。この別紙の図を見ても、全くもってわかりません。全くもってというのは言い過ぎかもしれないですけど、いろいろな情報が入り過ぎていて、何が何で、どういうことになるのか。

要は9割軽減の方は、平成31年度に8割軽減になったとき、この図を見ますと、介護保険料の軽減もあるとか、年金給付もあるとか、図はあるのですけれど、要はどうなっていくのか、わかりやすくご説明いただけたらと思います。

○三ツ橋国保医療年金課長

こちらの図に関しましては、東京都の広域連合からの図となっております、それを採用いたしまして資料として添付させていただいております。

実際に幾らかという部分でございますけれども、例えば緑の点線の丸がついている部分につきましては、今現在9割軽減の方が示されております。9割の方が7割になった場合の数を示しております、平成31年度プラス722円/月というのは、31年度につきましては、9割軽減後の部分は4万3,300円の1割ですので、4,330円となります。それプラス722円と申しますのは、9割軽減が7割軽減になる、その差を示しております。その差というのは、8,660円の12カ月で割ったものが、この722円となっております。したがって平成31年度、4,330円プラス722円掛ける半年分、10月から始まりますので、その半年分が足されます、という部分になります。

○石田（ち）委員

その算定方法はわかったとして、グラフの下の介護保険料の軽減というのがありますし、年金の先ほどの支援給付金もありますよ、だからちょっと支えられますよというのを、ここであらわしているということでしょうか。

○三ツ橋国保医療年金課長

委員おっしゃるとおり、介護保険料の軽減もありますし、また先ほどご説明しました年金生活者支援給付金もございますので、トータルした図となっております。

○鈴木（ひ）副委員長

722円というのはよくわかりました。ただ、そこで緑の矢印のところ、「31年10月から7割軽減（本則）に戻す」と書いてあるのですけれど、でも31年では8割軽減ということですよ。それがなぜ7割軽減なのか。

それから8.5割のところも、「31年10月から7割軽減（本則）に戻す」というふうに書いてあるので、そこら辺がよくわからないのと。

もう一つは、介護保険料の軽減強化ということとあわせてあるのですけれど、介護保険料の軽減強化というのは、中身はどういうものなのでしょうか。

○三ツ橋国保医療年金課長

まず、なぜ9割軽減が7割軽減にもかかわらず、8割と書いてあるのかでございますけれども、こちららは2番の条例上の見直しの内容にも書いてありますとおり、年を通して賦課を考えますので、通年ですと最初の半年が9割で、残り後半が7割ですと、通年トータルで8割になるのです。そちらを表現しております。

〔「ああ、そういうことか」と呼ぶ者あり〕

○三ツ橋国保医療年金課長

8.5割も同様となっております。

○寺嶋高齢者福祉課長

介護保険の軽減部分でございます。まず品川区の場合は、今現在も保険料軽減として国基準より第1段階、第2段階に関しては若干低目ということで設定しておりまして、基準額に対して0.4掛けでやっております。

これが、消費税10%の導入に伴いまして、平成31年度は半年間が対象になるので、実質的な下げが0.325%という案が示されております。金額でいうとおおむね5,000円ぐらい、年額で下がる額になります。平成32年4月からは通年になりますので、基準額に対して0.25という保険料になりまして、額でいうとおおよそ1万円。先ほどの資料のほうで、マイナス880円と書いてあったのは月額の下げ幅ですけれど、年間に直すと約1万円ぐらい下がるということになっております。

ただし、国の政令公布が3月末なので、本日のタイミングではまだ正式に決まってないのでご案内できていませんけれども、7月の保険料を確定する段階で、4月にさかのぼって適用させていくという方向で、今、事務は進められております。

○鈴木（ひ）副委員長

そうしますと、この介護保険料の軽減というのも、消費税10%が実施に移されるということになって、初めてこれが実施されるということになっていくのか、お聞かせいただきたいと思えます。

それから、今の課長の説明で、10月から7割軽減ということなので、平成31年は8割というのがよくわかったのですけれど、ということは、平成31年10月からは9割から一気に7割になるということですよ。ということで、保険料としては1割から3割に、一気に3倍になるという、私は経過措置があるのかなと思ったのですけれど、本則の7割に、一気に3倍になると。そういう値上げだという確認を、お願いしたいと思えます。

○寺嶋高齢者福祉課長

消費税10%と連動の件でございますが、先ほどの国保医療年金課長の答弁と重複する部分がありますけれども、こちらで得ている情報としましては、消費税が10%に上がったということ聞いておりまして、上がらなかったらということについては一切触れられていないのですけれども、過去の経緯で延ばされたときにこの議論が一時中断していることを踏まえまして、そのように推察するところでございます。

○三ツ橋国保医療年金課長

今まで1割の方が、突然半年後に3割ではなくて、賦課料ですので8割、つまり2割通年していくということでございます。

○鈴木（ひ）副委員長

そうしますと、4月の段階で既に8割ということで実施されてしまうという、10月にもしかして消費税が……、これは消費税とは関係なく、ここだと連動しているみたいを書いてあるのですけれど、消費税10%に関係なく、この軽減特例はなくして、保険料の値上げは実施されるということなのでしょう。

○三ツ橋国保医療年金課長

一番最初に申し上げましたとおり、均等割の軽減につきましては、低所得者に対する介護保険料の拡

充や、年金生活者支援給付金の支給と合わせて実施するというものでございますので、年金生活者支援給付金が例えば先延ばしになった場合は、同様と思われます。

○鈴木（ひ）副委員長

改めて、本当にこの後期高齢者の保険料というのは、後期高齢者医療制度がつくられるときに当時の厚生労働大臣にして姥捨て山に行くのかなというのをみずから掲げたくらいひどい制度で、大反対の運動が起こり、その中で9割軽減というものができてきたわけです。それが、ある程度の時がたったことで、3倍にも上げてしまうというのは、本当に政治のひどさ、自公政権のひどさというものがここにあらわれているということ、改めて指摘しておきたいと思います。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

3 その他

(1) 議会閉会中継続審査調査事項について

○石田（秀）委員長

次に、予定表2視察の前に予定表3、その他を議題に供します。

まず、(1)議会閉会中継続審査調査事項についてでございますが、お手元の申出書（案）のとおりでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。それでは、この案のとおり申し出をいたします。

(2) 委員長報告について

○石田（秀）委員長

次に、(2)委員長報告についてでございます。

議案審査の結果報告につきましては、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。それでは、正副でまとめさせていただきます。

(3) その他

○石田（秀）委員長

最後に、(3)その他でございます。

まず正副より1点、ご報告申し上げます。先月の委員会でご案内いたしました今期の当委員会の所管事務調査の現況報告につきましては、お手元に配付のとおり議長に提出いたしますので、ご報告いたします。

委員および理事者の皆様のご協力に、この場をかりて改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

その他で何かございますでしょうか。

○大串福祉計画課長

お手元に席上配付となりましたけれども、パンフレットを置かせていただきました。4月に南品川四丁目にオープンいたします特別養護老人ホーム、グランアークみづほのご案内ということで、法人のほうからパンフレットが送付されましたので、皆様方へご案内ということで置かせていただいたものでございます。

4月にオープンということでございますが、それに先立ちまして3月28日に、法人のほうで落成式ということで開催を考えているところでございます。厚生委員の皆様方におかれましては、区議会事務局を通じてご案内を送らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

何か確認等がありましたら、お伺いいたします。よろしいですね。

それでは、その他でほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

それでは、この後まだ視察が残っておりますが、本日がこのメンバーによる最後の委員会となりますので、正副委員長からご挨拶をさせていただきます。

それではまず、副委員長からお願いいたします。

○鈴木（ひ）副委員長

委員の皆さん、理事者の皆さん、本当に1年間ありがとうございました。そして委員長、1年間お疲れさまでした。

改めてこの厚生委員会というのは、区民の皆さんの切実な問題について議論する場だなど、今の国保の問題、後期高齢者の問題、障害者の問題、介護の問題、また健康の問題、本当に区民の切実な問題を皆さんと議論ができて、本当によかったと思います。

今のお話ではありませんけれども、なかなか厳しい状況というのが社会保障の中で進められております。そういう点では、区民の命、暮らし、また健康を守るためにも、ぜひとも皆さんと力を合わせて充実に向けて頑張っていけたらいいなと思っているところです。

1年間ありがとうございました。

○石田（秀）委員長

本当に1年間、ありがとうございました。私も2年続けて務めさせていただきましたけれども、厚生委員会の委員の皆さん、我々はチェック機関として、さまざまなチェックをする機会が多いのだらうと思っております。また行政の皆様におかれましては、請願、陳情、さまざまな報告事項の中でも、非常に微妙な部分があったり、なかなか一つ一つの例が違うというようなこともあったり、制度上、大変ご苦労している部・課でもあると思っておりますが、区民の生活をしっかり保障していく部分では、本当に皆様のお力が必要だと思っております。ぜひご理解いただいて、これからも区民のためにお勤めいただければと思っております。

本当に皆さん、いろいろ1年間ありがとうございました。

○石田（秀）委員長

それでは、視察を行います。

3月から開設される、あした私どもも開所式に行きますが、やはり今日来てくださいということで、私も了解をしました。平塚ゆうゆうプラザへ視察に参ります。

すぐに放送を入れますので、委員および視察に同行される理事者は、第3庁舎2階駐車場のマイクロバスにご乗車をお願いいたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後2時4分休憩

〔 視察場所：平塚ゆうゆうプラザ 〕

○午後2時58分再開

〔車中にて再開後、閉会を宣する〕

○午後2時59分閉会